

平成20年度  
省エネルギー・新エネルギー施設の導入等に対する助成措置

平成 20 年 11 月

経 済 産 業 省  
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁  
省 エ ネ ル ギ ー 対 策 課  
新 エ ネ ル ギ ー 対 策 課

## 目 次

1 . 補助金による助成措置（省エネルギー対策）	1
1 . 1 エネルギー使用合理化事業者支援事業	3
1 . 2 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（先導的システム事業）	4
1 . 3 自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業	6
1 . 4 省エネルギー対策導入促進事業（省エネルギーセンター分）	7
( 1 ) 省エネルギー対策導入指導事業（省エネ診断）	7
( 2 ) 事業場等省エネルギー支援サービス導入事業（E S C O 導入支援）	8
1 . 5 エネルギー使用合理化戦略的開発事業	9
1 . 6 高効率給湯器導入促進事業費補助金	10
1 . 7 高効率給湯器導入支援事業（都市ガスを燃料とする潜熱回収給湯器及びガスエンジン給湯器）	11
1 . 8 高効率給湯器導入支援事業（L P ガスを燃料とする潜熱回収給湯器及びガスエンジン給湯器）	12
1 . 9 高効率空調機導入支援事業	13
2 . 補助金による助成措置（新エネルギー対策）	15
2 . 1 新エネルギー事業者支援対策事業	17
2 . 2 地域新エネルギー導入促進事業	18
2 . 3 新エネルギー技術フィールドテスト事業（太陽光発電新技術等フィールドテスト事業）	19
2 . 4 新エネルギー技術フィールドテスト事業（太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業）	21
2 . 5 新エネルギー技術フィールドテスト事業（風力発電フィールドテスト事業・高所風況精査）	22
2 . 6 風力発電系統安定化対策補助金	23
2 . 7 新エネルギー技術フィールドテスト事業・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業	24
2 . 8 バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業	25
2 . 9 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業	26
3 . 金融上の助成措置（中小企業向け）	27
（概要）金融上の助成措置（中小企業向け）	29
3 . 1 省エネルギー対策・環境対策貸付	30
( 1 ) エネルギー有効利用促進	30
( 2 ) 特定高性能エネルギー消費設備導入等促進	46
3 . 2 環境・エネルギー対策貸付 環境・エネルギー資金 ( 石油代替エネルギー設備関連 )	49
4 . 税制上の助成措置	53
4 . 1 エネルギー需給構造改革投資促進税制	55
( 1 ) エネルギー需給構造改革投資促進税制の概要	55
( 2 ) エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明制度	62
( 3 ) 証明書発行団体一覧	64
( 4 ) ( 参考 ) 対象設備の告示	65
4 . 2 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の軽減措置	78

## 1.補助金による助成措置

(省エネルギー対策)

1.1 エネルギー使用合理化事業者支援事業

事業名称	エネルギー使用合理化事業者支援事業
実施機関	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業概要	既設の工場、事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるもの(以下、「一般事業」という。)、相当程度大きい省エネルギー効果、波及効果等が見込まれる大規模な設備を導入するもの(以下、「大規模事業」という。)及び単独事業者または複数事業者による複数の既設の工場、事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、対象となる工場、事業場全体での省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるものに対して補助金の交付を行います。
交付対象者	民間企業等
交付要件及び交付額	<p>【補助対象事業者】 全業種を対象とし、設備を設置・所有する事業者(法人格を有していること)を申請者とします。</p> <p>【補助率等】 一般事業:1/3(1件当たり補助金の上限は5億円) 大規模事業:1/3(1件当たり補助金の上限は15億円/年度) 単独事業者 :1/3(1件当たり補助金の上限は5億円(大規模事業は15億円/年度)) 複数事業者&lt;事業者間連携&gt; :1/2(1件当たり補助金の上限は15億円/年度)</p>
公募時期	第1次 平成19年3月31日～6月10日 追加:平成20年8月1日～8月15日 平成20年度は、緊急総合対策に係る補正予算分の執行有り
平成19年度採択実績	採択件数:331件 <産業部門:94件> ・プロセス改善事業 ・廃熱利用事業 ・機器効率向上事業 ・リサイクル事業 ・ESCO事業 <運輸部門:176件> <農業・漁業部門:61件>
問い合わせ先	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構省エネルギー技術開発部 TEL:044-520-5282
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/180904_2/180904_2.html">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/180904_2/180904_2.html</a>

1.2 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（先導的システム支援事業）

事業名称	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（先導的システム支援事業）
実施機関	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業概要	新築、既築の住宅や建築物（ビル、病院等）に省エネルギー性能の高い高効率エネルギーシステム（年間エネルギー消費量を25%程度削減できるもの等）やビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する際に補助を行うとともに、その導入によって得られる省エネルギー効果をモニタリング、検証し、その成果を広く知らしめる事業に対する補助を行う。
交付対象者	民間企業等
交付要件及び交付額	<p><b>(1) 建築物に係るもの</b>          建築物において、省エネ性能が高く、かつ、他への波及効果が見込まれる高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成され、それらの組合せにより高いエネルギー利用効率を実現するシステム）を導入する場合に、その経費の一部を補助（1/3以内）。          対象事業（要件）          当該システムを建築物に導入すること。新築、増築及び改築の建築物の場合、建物全体の標準年間エネルギー消費量を25%程度削減できること（15%未満は審査対象外とする）。ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすこと。          既築の建築物の場合、建物全体の過去3年間のエネルギー消費量平均値を25%程度削減できること（15%未満は審査対象外とする）。エネルギー管理体制・補助事業の遂行能力を有すること。当該システム導入後、3年間継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。</p> <p><b>(2) 住宅に係るもの</b>          住宅において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が指定する省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成され、それらの組合せにより高いエネルギー利用効率を実現するシステム）を導入する場合に、その経費の一部を補助（1/3以内）。          対象事業（要件）          当該システムから1つ選び住宅に導入すること、又は既築住宅を次世代省エネルギー基準以上に断熱改修すること。なお、新築については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「建築住宅性能評価」を申請し、「温熱環境に関する評価」の「省エネルギー対策等級」において「等級4」を取得すること。次世代省エネルギー基準の住宅を新築する場合、当該システムの導入により一次消費エネルギー量を標準消費エネルギー量に比べ25%程度削減できること。既築の住宅をリフォームする場合、当該システムの導入により、リフォーム部分の過去一年間の一次消費エネルギー量の実績を25%程度削減できること。既築の住宅を次世代省エネルギー基準以上に断熱改修する場合、リフォーム部分の過去一年間の一次消費エネルギー量の実績を25%程度削減できること。ただし改修する部位は、【外壁又は壁】、【窓ガラス】、【窓サッシ】、【ドア】、【床】、【屋根又は天井】のうち2つ以上含まれていること。当該システム導入後又は断熱改修後、3年間継続して電力、ガス、灯油等の使用量の報告並びにアンケート調査に協力できること。</p> <p><b>(3) BEMS導入支援事業</b>          エネルギー需要の最適な管理を行うためのビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する場合に、その経費の一部を補助（1/3以内、上限1億円）。          対象事業（要件）          BEMSを既築、新築、増築及び改築の建物に導入すること。BEMSの導入によって、エネルギー削減量を削減できること。ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすこと。熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却器）、ポンプ、照明コンセント、その他の設備区分ごとにエネルギー計量ができること。計測・計量のデータを収集し、保存できるエネルギー管理体制が整備されていること。補助事業の遂行能力を有し、BEMS導入後、3年間継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。</p>

<p>公募時期</p>	<p>(1) <u>建築物に係るもの</u>  平成20年3月11日～5月23日  平成20年度は、緊急総合対策に係る補正予算分の執行有り</p> <p>(2) <u>住宅に係るもの</u>  平成20年2月5日～3月6日  平成20年度は、緊急総合対策に係る補正予算分の執行有り</p> <p>(3) <u>BEMS導入支援事業</u>  第1回 平成20年3月11日～5月7日    第2回 平成20年7月18日～8月20日</p>
<p>平成19年度 採択実績</p>	<p>(1) <u>建築物に係るもの</u>  採択件数:34件</p> <p>(2) <u>住宅に係るもの</u>  採択件数:2,497件</p> <p>(3) <u>BEMS導入支援事業</u>  採択件数:39件</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー対策推進部  TEL:044-520-5188</p>
<p>公募案内等掲載の HPアドレス</p>	<p>(1) エネルギー対策推進部  <a href="http://www.nedo.go.jp/enetai/jigyobunya/02/index.html">http://www.nedo.go.jp/enetai/jigyobunya/02/index.html</a></p> <p>(2) 公募情報  <a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08_4">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08_4</a></p>

1.3 自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業

事業名称	自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業
実施機関	財団法人省エネルギーセンター
事業概要	アイドリングストップ自動車を導入する者に対しては通常車両との価格差の一部を、アイドリングストップ装置(後付装置)を導入する者に対しては装置の価格の一部を補助することにより、アイドリングストップする自動車を広く普及させ、運輸部門における省エネルギーを促進する。
交付対象者	アイドリングストップ自動車:個人、法人及び自治体 アイドリングストップ装置:タクシー事業者
交付要件及び交付額	<b>アイドリングストップ自動車</b> 補助対象車両を導入するものに対し、通常車両との価格差の1/2以下を補助する。  <b>アイドリングストップ装置(後付装置)</b> 補助対象装置(指定された車両のみ)を導入するものに対し、その装置の価格の1/2以下を補助する。
申請時期	第一期 :4月1日 ~ 6月30日、第二期 : 7月1日 ~ 9月30日 第三期 :10月1日 ~ 12月31日、第四期 : 1月1日 ~ 3月20日
平成19年度補助実績	補助件数:3,622台
問い合わせ先	財団法人省エネルギーセンター アイドリングストップ支援プロジェクト室 TEL:03-5543-3013
補助案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.eccj.or.jp/idstop/support/index.html">http://www.eccj.or.jp/idstop/support/index.html</a>

1.4 省エネルギー対策導入促進事業（省エネルギーセンター分）

(1) 省エネルギー対策導入指導事業（省エネ診断）

事業名称	省エネルギー対策導入指導事業(省エネ診断)
実施機関	財団法人省エネルギーセンター
事業概要	最終エネルギー消費の約半分を占める産業部門における着実な省エネルギー対策の推進を図るとともに、近年エネルギー消費の伸びが著しいオフィスビル等の業務部門等におけるエネルギーの有効利用及びエネルギー管理の強化を行うために省エネルギー技術の導入の可能性の検討を含めた診断事業の実施や説明会等を開催します。
対象者	中小規模工場等
交付要件及び交付額	<p>【対象事業】 工場及びオフィスビル等を対象とし、診断事業を行います。</p> <p>【対象者】 年間のエネルギー使用量が一定規模以上の工場及びオフィスビル等</p> <p>【申込方法】 所定様式に必要事項を記入して提出願います。</p> <p>【費用】 省エネルギーセンターが全額負担します。</p>
公募時期	随時
平成19年度採択実績	診断件数：761件
問い合わせ先	財団法人省エネルギーセンター 診断指導部 TEL：03-5543-3016
公募案内等掲載のHPアドレス	<p>&lt;工場&gt; <a href="http://www.eccj.or.jp/audit/fct3/index.html">http://www.eccj.or.jp/audit/fct3/index.html</a></p> <p>&lt;ビル&gt; <a href="http://www.eccj.or.jp/audit/buil_serv06/index.html">http://www.eccj.or.jp/audit/buil_serv06/index.html</a></p>

1.4 省エネルギー対策導入促進事業（省エネルギーセンター分）

(2) 事業場等省エネルギー支援サービス導入事業（ESCO導入支援）

事業名称	事業場等省エネルギー支援サービス導入事業(ESCO導入支援)
実施機関	財団法人省エネルギーセンター
事業概要	省エネルギーポテンシャルがあるにもかかわらず、これまで技術的、資金的な要因により省エネルギー対策が困難であった中堅・中小企業に対して、必要な技術や資金を提供するESCOスキームを活用し、更なる省エネルギー努力を行う中堅・中小企業の事業者を支援するもの。
対象者	中堅・中小企業
交付要件 及び交付額	<p>【対象事業】 既設の工場、事業所における包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO (Energy Service Company) を活用した省エネルギー事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるもの。</p> <p>【対象者】 中堅・中小企業を対象とする。 中堅企業：資本金が1億円以上10億円未満 中小企業：資本金が1千万円以上1億円未満</p> <p>【申込方法】 所定様式に必要事項を記入して提出願います。</p> <p>【補助率】 1/2 (1件当たり補助金の上限は3,000万円/年度)</p>
公募時期	平成20年4月25日～平成20年6月9日
平成19年度 採択実績	新規
問い合わせ先	財団法人省エネルギーセンター ESCO事業推進部 TEL:03-5543-3155
公募案内等掲 載のHPアドレス	<a href="http://www.eccj.or.jp/esco/subsidy2008/index.html">http://www.eccj.or.jp/esco/subsidy2008/index.html</a>

1.5 エネルギー使用合理化技術戦略的開発

事業名称	エネルギー使用合理化技術戦略的開発
実施機関	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業概要	<p>省エネルギー分野の技術開発は、その実効性を高めるためにシーズ技術の発掘(先導研究)から実用化開発、実証研究に至るまで、民間団体等から公募を行い、需要側の課題を克服する技術開発を戦略的に行う。</p> <p>今後は、「新・国家エネルギー戦略」の中で示されているエネルギー消費効率30%以上の改善を図るため、省エネルギー技術戦略を策定し重点化された技術課題を中心に積極的に推進していく。</p>
交付対象者	民間企業等
交付要件及び交付額	<p><b>先導研究(補助率10/10)</b> 省エネルギーに必要な新たな基盤技術の確立を目的とし、実用化を見据えたもので、本研究終了後、製品化までにさらにR&amp;Dや実用化開発を必要とするもの。事前調査も実施。</p> <p><b>実用化開発(補助率2/3)</b> 既に民間企業等が所有している省エネルギーに関する主要技術やノウハウ等を用いて実用化を行う研究開発。本開発終了後、2~3年以内に製品化を行うもの。事前調査も実施。</p> <p><b>実証研究(補助率1/2)</b> 開発設備等によるデータ取得により、事業化に当たっての製品・設備の設計、運用条件及び信頼性等を確立する実証研究。本研究終了後、直ちに製品化を行うもの。</p>
公募時期	<p>第1回 平成20年度3月13日~4月14日</p> <p>第2回 平成20年度8月18日~9月16日</p>
平成19年度採択実績	<p>採択件数:84件(平成17年度からの継続分を含む)</p> <p><b>先導研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>革新的製鉄プロセスの先導的研究</li> <li>高温タービンディスク製造技術に関する研究開発</li> <li>生活行動応答型省エネシステム(BeHomes)の研究開発</li> <li>大面積SiC革新的基盤技術の研究開発 ほか</li> </ul> <p><b>実用化開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プレートフィン型HiDiCによる深冷空気分離装置の実用化開発</li> <li>高効率有機EL照明の実用化研究開発</li> <li>非接触給電装置の研究開発 ほか</li> </ul> <p><b>実証研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単結晶動翼によるガスタービンの熱効率向上に関する研究開発</li> <li>エコドライブ用蓄熱空調システムの研究開発 ほか</li> </ul>
問い合わせ先	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構省エネルギー技術開発部 TEL:044-520-5280
公募案内等掲載のHPアドレス	省エネルギー技術開発部 公募情報 <a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08_3">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08_3</a>

1.6 高効率給湯器導入促進事業費補助金

事業名称	高効率給湯器導入促進事業費補助金
実施機関	有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター 実施機関については、毎年公募により決定。
事業概要	電力の負荷平準化に資するとともに、民生部門における省エネルギーを確実に進める上で大きな役割を果たす高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)の普及を目指して導入支援を行う。
交付対象者	高効率給湯器を導入する個人、民間事業者等
交付要件 及び交付額	交付要件： 以下の要件を満たすCO2冷媒ヒートポンプ給湯器を設置すること。 ・CO2冷媒を使用していること ・家庭用は、年間給湯効率を一次エネルギー換算した値が1.1以上であること ・業務用は、中間期COPが3.5以上であること ・実施機関が指定した給湯器であること  等  補助率：定額
公募時期	第1期 平成20年4月23日～6月27日 第2期 平成20年6月30日～8月29日 第3期 平成20年9月1日～10月31日 第4期 平成20年11月4日～平成21年1月15日 (第4期の業務用は、平成20年12月19日まで) 但し、原則先着順で、申込みが予算に達した時点で締め切る。
平成19年度 採択実績	交付台数：約208千台
問い合わせ先	有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター TEL:03-5614-7855
公募案内等掲 載のHPアドレス	<a href="http://www.jeh-center.org/ecocute/e-index.html">http://www.jeh-center.org/ecocute/e-index.html</a>

1.7 高効率給湯器導入支援事業(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器及びガスエンジン給湯器)

事業名称	高効率給湯器導入支援事業(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器及びガスエンジン給湯器)
実施機関	有限責任中間法人都市ガス振興センター 実施機関については、毎年公募により決定。
事業概要	家庭等における省エネルギーを推進するため、従来の給湯器に比べて高効率の給湯器(潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器)の導入支援を行う。
交付対象者	高効率給湯器を導入する個人、民間事業者等
交付要件及び交付額	<p><b>潜熱回収型給湯器(補助率:定額)</b> 以下の要件を満たす潜熱回収型給湯器を設置すること。          ・潜熱を回収するための熱交換機器を備えていて、給湯熱効率が90%以上であること          ・都市ガスを使用していて、定格給湯能力が60号以下であること          ・実施機関が指定した給湯器であること</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p><b>ガスエンジン給湯器(補助率:定額)</b> 以下の要件を満たすガスエンジン給湯器を設置すること。          ・小出力発電設備であること          ・総合効率が80%以上であること          ・ガスエンジンの排熱を回収し、熱の有効利用できる機構をもっていること          ・都市ガスを使用していること          ・貯湯容量が120リットル以上であること          ・実施機関が指定した給湯器であること</p> <p style="text-align: right;">等</p>
公募時期	一般申請者 平成20年4月15日～平成21年2月10日 予定枠申請者 平成20年4月15日～平成21年2月10日 (予定枠申請は、ガスエンジン給湯器のみ) 但し、原則先着順で、申込みが予算に達した時点で締め切る。
平成19年度採択実績	交付台数 潜熱回収型給湯器:約59千台 ガスエンジン給湯器:約13千台
問い合わせ先	有限責任中間法人都市ガス振興センター TEL:03-3502-5545(潜熱回収型)、03-3502-5589(ガスエンジン)
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.gasproc.or.jp/">http://www.gasproc.or.jp/</a>

1. 8 高効率給湯器導入支援事業（LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器及びガスエンジン給湯器）

事業名称	高効率給湯器導入支援事業（LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器及びガスエンジン給湯器）
実施機関	日本LPガス団体協議会 実施機関については、毎年公募により決定。
事業概要	家庭等における省エネルギーを推進するため、従来の給湯器に比べて高効率の給湯器（潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器）の導入支援を行う。
交付対象者	高効率給湯器を導入する個人、民間事業者等
交付要件及び交付額	<p><b>潜熱回収型給湯器（補助率：定額）</b> 以下の要件を満たす潜熱回収型給湯器を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜熱を回収するための熱交換機器を備えていて、給湯熱効率が90%以上であること</li> <li>・LPガスを使用していて、定格給湯能力が60号以下であること</li> <li>・実施機関が指定した給湯器であること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p><b>ガスエンジン給湯器（補助率：定額）</b> 以下の要件を満たすガスエンジン給湯器を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小出力発電設備であること</li> <li>・総合効率が80%以上であること</li> <li>・ガスエンジンの排熱を回収し、熱の有効利用できる機構をもっていること</li> <li>・LPガスを使用していること</li> <li>・貯湯容量が120リットル以上であること</li> <li>・実施機関が指定した給湯器であること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
公募時期	<p>一般申請者 平成20年4月15日～平成21年2月10日</p> <p>予定枠申請者 平成20年4月15日～平成21年2月10日 (予定枠申請は、ガスエンジン給湯器のみ)</p> <p>但し、原則先着順で、申込みが予算に達した時点で締め切る。</p>
平成19年度採択実績	<p>交付台数</p> <p>潜熱回収型給湯器：約26千台</p> <p>ガスエンジン給湯器：約1千台</p>
問い合わせ先	<p>日本LPガス団体協議会</p> <p>TEL：03-5511-1411(潜熱回収型)、03-5511-1416(ガスエンジン)</p>
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.nichidankyo.gr.jp/">http://www.nichidankyo.gr.jp/</a>

1.9 高効率空調機導入支援事業

事業名称	高効率空調機導入支援事業
実施機関	有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター 実施機関については、毎年公募により決定。
事業概要	民生業務部門における大幅な省エネ効果を期待できる高効率空調機の導入を支援する。
交付対象者	高効率空調機を導入する民間事業者等
交付要件 及び交付額	<p>交付要件： 以下の要件を満たす空調用途に用いられる蒸気圧縮式のヒートポンプ技術を用いた空気調和設備の室外機あるいは熱源機を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入する機器単体の冷房(冷却)能力が28kW以上であること</li> <li>・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと</li> <li>・COP(エネルギー消費効率)を一次エネルギー換算した値が下記基準の数値以上であること</li> </ul> <p>空冷機器 チリングユニット:1.32、ビル用マルチエアコン等:1.44</p> <p>水冷機器 チリングユニット:1.89、ターボ冷凍機:2.21</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>補助率：          &lt;一般&gt; 従来機器との価格差の1/3          &lt;既設&gt; 高効率機器購入費の1/3</p>
公募時期	<p>一般申請者</p> <p>第5期 平成20年4月14日～5月21日</p> <p>第6期 平成20年5月22日～7月10日</p> <p>但し、各期審査委員会の審査をふまえ選定を行う。</p>
平成19年度 採択実績	採択件数:29件
問い合わせ先	有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター TEL:03-5642-1740
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.jeh-center.org/koukouritsu/k-index.html">http://www.jeh-center.org/koukouritsu/k-index.html</a>

## 2.補助金による助成措置

(新エネルギー対策)

## 2.1 新エネルギー等事業者支援対策事業

事業名称	新エネルギー等事業者支援対策事業
実施機関	・経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課(バイオマス関連、中小水力、地熱発電を除く) ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー対策推進部 (バイオマス関連、中小水力、地熱発電)
事業概要	先進的な新エネルギー等導入事業を行う事業者に対し、事業費の1/3以内を補助する。
交付対象者	民間企業等
交付要件 及び交付額	【補助対象設備】 太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差エネルギー、天然ガスコジェネレーション、燃料電池、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、中小水力、地熱発電  【補助対象経費】 設計費、設備費、工事費、諸経費  【補助率等】 1/3を上限として、新エネルギー利用等の種類毎に定める率とする。補助期間は原則として4年とする。
公募時期	平成20年4月7日～5月16日(資源エネルギー庁一次公募) 平成20年9月9日～平成20年10月3日(資源エネルギー庁二次公募) 平成20年3月31日～5月9日 (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一次公募) 平成20年6月30日～平成20年8月1日 (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構二次公募)
平成20年度 採択実績	採択件数:平成20年度の採択実績等については、下記までお問い合わせください。
問い合わせ先	・経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 TEL:03-3501-4031 ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー対策推進部 TEL:044-520-5184
案内等掲載のHP アドレス	資源エネルギー庁 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/info/tender/tenddata/0804/080404b/080404b.htm">http://www.enecho.meti.go.jp/info/tender/tenddata/0804/080404b/080404b.htm</a> 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 <a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/190524_2/190524_2.html">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/190524_2/190524_2.html</a>

## 2.2 地域新エネルギー等導入促進事業

事業名称	地域新エネルギー等導入促進事業
実施機関	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業概要	地域における新エネルギー等の導入を加速的に促進させるため、地方公共団体及び特定非営利活動法人(NPO法人)等営利を目的としない民間団体等(以下、非営利団体という)が行う新エネルギー等設備導入事業並びに当該設備導入事業に関して実施する普及啓発事業に要する経費を補助する。
補助対象者	地方公共団体等、非営利民間団体
交付要件及び交付額	<p>【補助対象事業】</p> <p>新エネルギー等の導入のための計画に基づき実施される事業であって、設備導入事業と普及啓発事業を併せて実施する事業。</p> <p>【補助率】</p> <p>設備導入事業： 1/2以内</p> <p>普及啓発事業： 地方公共団体等  定額(設備導入補助金額の10%を上限、複数年度事業は合計額2千万以内かつ、上限500万円/年)</p> <p>・非営利民間団体  限度額2千万円(複数年度事業は、合計額が2千万円以下)</p>
平成20年度公募期間	平成20年3月31日～5月9日(一次公募) 平成20年7月22日～8月22日(二次公募)
平成19年度採択実績	<p>採択件数：</p> <p>&lt;新エネルギー等設備導入事業：154件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電</li> <li>・太陽熱利用</li> <li>・風力発電</li> <li>・バイオマス発電</li> <li>・バイオマス燃料製造</li> <li>・バイオマス熱利用</li> <li>・雪氷熱利用</li> <li>・温度差エネルギー</li> <li>・クリーンエネルギー自動車</li> <li>・天然ガスコージェネレーション</li> <li>・燃料電池</li> <li>・中小水力発電</li> <li>・地熱発電</li> </ul> <p>&lt;新エネルギー等導入促進普及啓発事業：115件&gt;</p>
問い合わせ先	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー対策推進部 TEL:044-520-5184
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/190720_3/190720_3.html">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/190720_3/190720_3.html</a>

2.3 新エネルギー技術フィールドテスト事業(太陽光発電新技術等フィールドテスト事業)

事業名称	新エネルギー技術フィールドテスト事業(太陽光発電新技術等フィールドテスト事業)
実施機関	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び財団法人新エネルギー財団(効率向上追求型のみ)
事業概要	新技術等を導入した太陽光発電システムを国内に試験的に設置し、長期運転を行い、その有効性を実証するとともに、本格的普及に向けた更なる性能向上とコストの低減を促すことを目的としている。
交付対象者	民間企業等
交付要件及び交付額	<p>【対象事業者】 民間企業、各種団体(地方公共団体含む)等で、具体的な太陽光発電システムの設置計画を有する者</p> <p>【補助率等】 共同研究:1/2相当額、研究助成:1/2以内</p> <p>【対象システムの種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型モジュール採用型(4kW以上)(共同研究) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい太陽電池による利用用途拡大や、従来製品に対して大幅な高効率化・低コスト化が期待されるシステム</li> </ul> </li> <li>2. 建材一体型(4kW以上)(共同研究) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根材や窓材等の建築材料としての機能を持つ太陽電池モジュールを採用したシステム、その他従来になり施工方法等により、一層の利用用途拡大が期待されるシステム</li> </ul> </li> <li>3. 新制御方式適用型(4kW以上)(共同研究) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来にない性能や機能を向上させたパワーコンディショナや蓄電装置等の周辺機器等を採用したシステム</li> </ul> </li> <li>4. 小規模多数連系システム採用型(4kW以上)(研究助成) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数系統連系の影響を確認することを目的とした集合住宅の各戸への導入等の小規模多数連系システムを適用したシステム</li> </ul> </li> <li>5. 効率向上追求型(10kW以上)(研究助成) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に商品化されている太陽電池であって、設計、工法等に工夫を加えることで、コスト低減やシステム出力係数の向上が期待されるシステムおよびその他審査委員会で認めたもの</li> </ul> </li> </ol>
公募時期	平成20年3月19日(水)～平成20年5月8日(木)(一次公募) 平成20年8月14日(木)～平成20年9月26日(金)(二次公募)
平成20年度採択実績	141件(10月20日時点)
問い合わせ先	1. 新型モジュール採用型、2. 建材一体型、3. 新制御方式適用型、4. 小規模多数連系システム採用型 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー技術開発部

	<p>TEL:044-520-5273  5. 効率向上追求型  新エネルギー財団導入促進本部太陽光発電部  TEL:03-6810-0363</p>
<p>公募案内等掲載のHPアドレス</p>	<p>1. 新型モジュール採用型、2. 建材一体型、3. 新制御方式適用型、4. 小規模多数連系システム採用型</p> <p>一次公募  <a href="https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/FF/nedokouboplace.2008-03-13.7956920936/nedokoubo.2008-03-18.7444240376/">https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/FF/nedokouboplace.2008-03-13.7956920936/nedokoubo.2008-03-18.7444240376/</a></p> <p>二次公募  <a href="https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/FF/nedokouboplace.2008-03-13.7956920936/nedokoubo.2008-08-11.0465438852/">https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/FF/nedokouboplace.2008-03-13.7956920936/nedokoubo.2008-08-11.0465438852/</a></p> <p>5. 効率向上追求型  <a href="http://www.nef.or.jp/ft/apply/index.html">http://www.nef.or.jp/ft/apply/index.html</a></p>

2.4 新エネルギー技術フィールドテスト事業(太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業)

事業名称	新エネルギー技術フィールドテスト事業(太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業)
実施機関	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業概要	公共施設、集合住宅及び産業施設等における中規模太陽熱高度利用システムを実際に導入し、その有効性及び信頼性を実証するとともに、システムの性能向上及び価格低減を促すことを目的としている。
交付対象者	民間企業等
交付要件及び交付額	<p>【対象事業者】 民間企業、各種団体(地方公共団体含む)等で、具体的な太陽熱利用システムの設置計画を有する者</p> <p>【補助率等】 共同研究:1/2相当額、研究助成:1/2以内</p> <p>【対象システムの種類】 太陽集熱器の合計面積(有効集熱面積)が20m<sup>2</sup>以上で、以下のいずれかに該当するシステム。</p> <p>6. 新技術適用型高度利用実証枠(共同研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに開発された「機器・システム」、新利用形態(新しい組み合わせ等)、及び周知の技術であって新技術と同等の開発要素がある機器、システム</li> </ul> <p>7. 新分野拡大型(共同研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来では利用されていない、又は利用が極めて少ない分野に導入されたもので、太陽熱利用の新分野拡大が期待されるシステム</li> </ul> <p>3. 魅力的デザイン適用型(共同研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物として美観を損なうことなく、デザインの要素が高いもので、太陽熱システムの啓発普及が期待されるシステム</li> </ul> <p>4. 最適化・標準化推進型(研究助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来給湯・冷暖房システムで、システムや工法等に工夫を加えることで、効率向上及びコスト低減を目指したもので、その実証の効果が期待されるシステム</li> </ul>
公募時期	平成20年3月19日(水)～平成20年5月8日(木)
平成19年度第1次採択実績	採択件数:15件
問い合わせ先	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー技術開発部 TEL:044-520-5273
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/FF/nedokouboplace.2008-03-13.7956920936/nedokoubo.2008-03-17.2079317272/">https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/FF/nedokouboplace.2008-03-13.7956920936/nedokoubo.2008-03-17.2079317272/</a>

2.5 新エネルギー技術フィールドテスト事業（風力発電フィールドテスト事業・高所風況精査）

事業名称	新エネルギー技術フィールドテスト事業 / 風力発電フィールドテスト事業(高所風況精査)
実施機関	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー技術開発部
事業概要	電力系統における導入制約のない地域等で、かつ風力発電の立地が有望と考えられる地域において2地点以上について1年間の「高所風況精査」をNEDO技術開発機構との共同研究として実施し、風車立地に必要な詳細な風況データを収集・解析し、導入普及に有用な資料の取りまとめを行う。これらの成果は、事業者の適切な事業計画策定の素地になると共に、報告書としてとりまとめNEDO技術開発機構のホームページにて一般に広く公開する。
事業対象者	民間企業等
交付要件及び交付額	【対象事業者】 電力系統における導入制約のない地域等で、具体的な風況精査の共同研究計画・共同研究体制を有しており、資金及び設備について十分な管理能力を有している者。  【NEDO負担率等】 1 / 2以内
公募時期	平成20年4月18日～ 5月30日
平成20年度採択実績	11件(28観測地点)
問い合わせ先	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー技術開発部 TEL:044-520-5273
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html</a>

2.6 風力発電系統安定化対策助成金

事業名称	風力発電系統安定化対策助成金(風力発電系統連系対策助成事業)
実施機関	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー技術開発部
事業概要	新たに風車を設置して発電を行う設備を設置し、発生した電力を電力会社の系統に接続することにより売電等を行う際に、供給義務を課された電力会社の系統連系に関する制約(周波数変動の抑制等)がある場合、蓄電池等電力貯蔵設備を併設することにより、風力発電設備の導入促進が見込まれる事業者に対して蓄電池等電力貯蔵設備の設置に必要な事業費の一部に対する助成を行うとともに、そこから得られる各種実測データを設置後2年間取得し、分析・検討を行って蓄電システムの研究開発に活かす。
交付対象者	民間企業等
交付要件 及び交付額	【助成対象事業者】 周波数変動等による風力発電の導入制約が発生している電力会社管内において、新たに設置する風力発電機に起因する出力変動を電力貯蔵設備の出力制御によって緩和するため、風力発電所に電力貯蔵設備を併設する者とする。  【助成率等】 1/3以内
公募時期	平成20年8月20日～ 9月30日
平成20年度 採択実績	(平成20年10月現在、採択までに至っていない)
問い合わせ先	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー技術開発部 TEL:044-520-5273
公募案内等掲 載のHPアドレス	<a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html</a>

2.7 新エネルギー技術フィールドテスト事業・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業

事業名称	新エネルギー技術フィールドテスト事業・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業						
実施機関	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構						
事業概要	一定レベルまで確立されたバイオマス熱利用技術等について、性能や経済性等の状況・データを把握し、信頼性の向上に資するため、実フィールドでの実証試験を行う。						
交付対象者	民間企業、地方公共団体等の法人						
交付要件及び交付額	<p>【補助対象事業者】</p> <p>以下の条件を満たす民間企業、地方公共団体等の法人。</p> <p>研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。</p> <p>当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。</p> <p>当該業務を実施するうえで必要な措置を適切に遂行できる体制を有すること。</p> <p>NEDO技術開発機構より提示された共同研究契約標準契約書に合意すること。</p> <p>【NEDO負担率】</p> <p>1 / 2</p>						
公募時期	平成20年4月10日～5月12日						
平成20年度採択実績	<p>採択件数： 5件</p> <table> <tr> <td>バイオマス直接燃焼システム</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>木質系バイオマスガス化システム</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>燃料化システム</td> <td>2件</td> </tr> </table>	バイオマス直接燃焼システム	1件	木質系バイオマスガス化システム	2件	燃料化システム	2件
バイオマス直接燃焼システム	1件						
木質系バイオマスガス化システム	2件						
燃料化システム	2件						
問い合わせ先	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー技術開発部</p> <p>TEL:044-520-5271</p>						
公募案内等掲載のHPアドレス	<a href="http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html">http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html</a>						

2.8 バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業

事業名称	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業
実施機関	経済産業省における各経済産業局
事業概要	バイオマス及び雪氷のエネルギー利用に関する各種データの収集・蓄積・分析等を行うフィージビリティスタディ事業(事業可能性調査)に対し補助するもので、今後のバイオマス等未活用エネルギーの本格的な導入を促進させ、新エネルギー導入目標の達成、石油代替エネルギーの開発・普及に資することを目的とする。
交付対象者	民間企業、地方公共団体、第3セクター、公益法人、NPO法人、法人格を有する協同組合
交付要件及び交付額	<p>【補助対象事業者】</p> <p>(1)一般枠 民間企業、地方公共団体、第3セクター、公益法人、NPO法人、法人格を有する協同組合</p> <p>(2)バイオマスタウン枠 「バイオマスタウン構想」を公表済、申請中の市町村・東京都特別区</p> <p>【補助率等】</p> <p>定額 (但し、1件当たり1,000万円を上限とする。)</p>
公募時期	平成20年4月21日～ 5月21日
平成20年度採択実績	<p>採択件数:39件</p> <p>木質バイオマス 15件</p> <p>農業残渣 8件</p> <p>家畜糞尿 4件</p> <p>雪氷熱 1件</p> <p>その他 11件</p>
問い合わせ先	<p>各経済産業局</p> <p>北海道経済産業局 新エネルギー対策課 TEL:011-709-0721</p> <p>東北経済産業局 エネルギー課 TEL:022-263-1207</p> <p>関東経済産業局 エネルギー対策課 TEL:048-600-0361</p> <p>中部経済産業局 エネルギー対策課 TEL:052-951-2775</p> <p>近畿経済産業局 エネルギー対策課 TEL:06-6966-6043</p> <p>中国経済産業局 資源エネルギー環境課 TEL:082-224-5713</p> <p>四国経済産業局 エネルギー対策課 TEL:087-831-3278</p> <p>九州経済産業局 エネルギー対策課 TEL:092-482-5475</p> <p>沖縄総合事務局 環境資源課 TEL:098-866-1757</p>
公募案内等掲載のHPアドレス	各経済産業局のホームページを御確認ください。

2.9 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業

事業名称	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(中) 電動車両普及センター <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電気自動車、ハイブリッド自動車(除く:乗用車)、水素自動車、非事業用充電設備</li> </ul> </li> <li>・(中) 都市ガス振興センター <ul style="list-style-type: none"> <li>- 天然ガス自動車(除く:乗用車)、非事業用天然ガス燃料供給設備</li> </ul> </li> </ul>
事業概要	<p>運輸分野における新エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進及び二酸化炭素、窒素酸化物等有害物質の排出抑制を図るため、クリーンエネルギー自動車を導入する者や燃料供給設備の設置を行う者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助し、クリーンエネルギー自動車の普及を促進する。</p>
交付対象者	民間事業者等
交付要件及び交付額	<p>【補助対象事業者】</p> <p>自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車(除く乗用車)、水素自動車及び天然ガス自動車(除く乗用車))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者等</li> <li>燃料供給設備</li> <li>・非事業用充電設備:自家用として充電設備を設置する者</li> <li>・非事業用天然ガス燃料供給設備:主に自家用として天然ガス燃料供給設備を設置する者</li> </ul> <p>【補助率等】</p> <p>自動車:・原則、通常車両との価格差の1/2以内</p> <p>非事業用充電設備:・設置に要する費用の1/2以内(補助金額の上限額あり)</p> <p>非事業用燃料等供給設備:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2以内(路線バス、塵芥車用(いずれも天然ガス自動車)は2/3以内)(設備規模に応じて上限額あり)</li> </ul>
公募時期	<p>第1回 平成20年4月1日～5月31日</p> <p>第2回 平成20年6月1日～7月31日</p> <p>第3回 平成20年8月1日～9月30日</p>
平成20年度採択実績	<p>交付決定件数:1,363件</p> <p>&lt;自動車部門:1,341件&gt;</p> <p>&lt;燃料等供給設備部門:22件&gt;</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(中) 電動車両普及センター TEL:03-3503-3782</li> <li>・(中) 都市ガス振興センター TEL:03-3502-5590</li> </ul>
公募案内等掲載のHPアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(中) 電動車両普及センター <a href="http://www.cev-pc.or.jp/">http://www.cev-pc.or.jp/</a></li> <li>・(中) 都市ガス振興センター <a href="http://www.gasproc.or.jp/index.html">http://www.gasproc.or.jp/index.html</a></li> </ul>

### 3.金融上の助成措置

(中小企業向け)

金融上の助成措置（中小企業向け）

対 象 事 業	機 関	金 利 1
<p>（省エネルギー関連）</p> <p>省エネルギー施設を取得するために必要な資金 （ESCO事業者がリース・レンタル用に取得する場合を含む。）</p> <p>リース・レンタル事業者が自走式作業用機械設備を取得するために必要な設備資金</p>	<p>日本政策金融公庫 沖 縄 公 庫</p>	<p>特別利率</p>
<p>（特定高性能エネルギー消費設備導入等促進）</p> <p>特定の高性能工業炉、高性能ボイラー等を設置するために必要な設備資金</p> <p>現在の工業炉、ボイラーを高性能工業炉、高性能ボイラーと同様の性能にするための特定の付加設備を設置するための設備資金</p>	<p>日本政策金融公庫 沖 縄 公 庫</p>	<p>特省エネ利率 B 2</p>
<p>（石油代替エネルギー）</p> <p>石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金</p>	<p>日本政策金融公庫</p>	<p>特別利率 特別利率 3 特代エネ利率</p>

- 1 各金利の呼称は金融機関により異なる。
- 2 エネルギー対策特別会計からの利子補給がある。
- 3 エネルギーの種類、取得する設備により融資比率は異なる。

### 3.1 省エネルギー対策・環境対策貸付

#### (1) エネルギー有効利用促進

〔日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫〕

##### (1) 貸付対象

株式会社 日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に定める中小企業者等であって、次のいずれかに該当するもの。

- (イ) 別表1に掲げる省エネルギーに資する施設を設置する者（ESCO事業により当該施設をリース・レンタルするものを含む。）
- (ロ) 別表2に掲げる省エネルギーに資する施設を取得するリース・レンタル事業者（ESCO事業者を除く。）

ESCO事業：省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリット（光熱費の削減等）の一部を報酬として享受する事業

##### (2) 資金使途

(1)の(イ)に掲げる者が、別表1に掲げる省エネルギー施設を取得（更新、改造を含む）するために必要な設備資金。

(1)の(ロ)に掲げる者が、別表2に掲げる省エネルギー施設を取得（更新、改造を含む）するために必要な設備資金。

なお、対象設備の概要は、参考表中 -を参照のこと。

資金使途のうち、別表1及び別表2に掲げる省エネルギー施設を取得する場合に、以下の要件を追加する。

- ・現在の平均的な設備に対し、省エネルギー効果が25%以上のもの。
- ・設備更新の場合、更新前の設備に対し、省エネルギー効果が40%以上のもの。

##### (3) 貸付方法：直接貸付及び代理貸付

\* 国民生活金融公庫は直接貸付のみ

##### (4) 貸付限度：(イ) 直接貸付 7億2千万円

(ロ) 代理貸付 一般貸付のほか1億2千万円

\* 国民生活金融公庫は直接貸付のみ 7,200万円

##### (5) 貸付利率：2億7千万円を限度として特別利率 とする。

(6) 貸付期間：15年以内（うち据置期間2年以内）

(7) 問合わせ先

日本政策金融公庫東京相談センター（中小企業事業） 03 - 3270 - 1260

日本政策金融公庫東京相談センター（国民生活事業） 03 - 3270 - 4649

沖縄振興開発金融公庫中小企業融資班 098 - 941 - 1785

資源エネルギー庁省エネルギー対策課 03 - 3501 - 9726

別 表 1

1. ヒートポンプ方式熱源装置	ヒートセッター
2. 廃熱ボイラー	マイクロ波染色機
3. 省エネルギー型工業炉	巻糸チーズ乾燥機
原材料予熱によるもの	連続常圧スチーマー
炉壁が断熱物質によるもの	15. 省エネルギー型紙製容器製造装置
4. コ・ジェネレーションシステム	型打抜機
5. 染色整理装置	合紙貼合機
噴流式染色装置	自動製箱機
洗浄装置	16. 省エネルギー型製本装置
6. 単板乾燥装置	丁合機
垂直配列式棚型自動単板乾燥装置	無線綴り機
断熱強化型自動単板乾燥装置	17. 省エネルギー型成形機
7. せん断機	押出成形機
8. 高性能ダイカストマシン	発泡成形機
アンロード弁又は電磁オンオフ弁式の	射出成形機
もの	18. 電動送り式金属工作機械
断熱式のもの	19. 省エネルギー型プレス
9. プレス・タッピング複合加工装置	油圧プレス
10. 自動温度調整装置	高速自動送り式プレス
11. 省エネルギー型鋳造型機	連続加工式プレス
コールドボックス式鋳造型機	サーボ駆動式プレス機
無枠鋳造型機	20. 無杼式自動織機
高圧式鋳造型機	21. 省エネルギー型ダイカストマシン
12. 高周波誘導加熱装置	ピストン式アキュムレーターを有する
13. 省エネルギー型乾燥装置	もの
電磁波照射式のもの	2以上の油圧ポンプを使うもの
空気予熱式のもの	22. プリンタースロット
排ガス再利用式のもの	23. 省エネルギー型印刷機
高沸点熱媒液式のもの	同時両面オフセット印刷機
除湿乾燥式のもの	倍胴型両面オフセット印刷機
排ガス清浄化再利用のもの	24. 自走式作業用機械設備
赤外線照射式のもの	掘削機械、締固め機械、積込み機械、
14. 省エネルギー型染色整理装置	クレーン、モーターグレーダー、コンク
脱水機	リート機械、せん孔機
連続高圧スチーマー	トラクター
薬剤低付与装置	基礎工事用機械

<p>アスファルトフィニッシャー 建設廃棄物破砕機</p> <p>25. 油圧解体機</p> <p>26. 大口径掘削機</p> <p>27. 省エネルギー型電気炉 高周波溶解炉 高感应管アーク炉 高性能電解炉</p> <p>28. 省エネルギー型めん類製造装置 めん帯成形機 自動蒸しめん製造装置 ゆでめん製造装置</p> <p>29. 省エネルギー型焼成焼上装置 余熱還流式オープン 排気制御式オープン 自動温度調整式ノーピルオープン 遠赤外線式連続焼成装置 急速加温機付連続焼成装置 熱反射式焼上機</p> <p>30. 高熱効率型連続蒸米機</p> <p>31. 高性能ねん糸機</p> <p>32. 高速全自動殖版機</p> <p>33. 省エネルギー型鍛造素材切断機</p> <p>34. 省エネルギー型鋳物砂混練装置 水量制御型鋳物砂混練装置 自硬性砂混練装置 鋳物砂充填性制御混練装置</p> <p>35. 省エネルギー型ショットブラスト 湾曲羽根式ショットブラスト 両回転式ショットブラスト</p> <p>35. 省エネルギー型古紙梱包装置</p> <p>37. 省エネルギー型ボイラー</p> <p>38. 省エネルギー型アーク溶接機</p> <p>39. 省エネルギー型真空焼鈍炉</p> <p>40. 熱成形機</p> <p>41. 精密打抜プレス</p> <p>42. 省エネルギー型フォークリフト 油圧サイリスタ式</p>	<p>排気ターボチャージャー式</p> <p>43. 高効率生地連続包あん機</p> <p>44. 多段ホーマー</p> <p>45. 外断熱システム</p> <p>461. 省エネルギー型ジョークラッシャー</p> <p>47. 省エネルギー型経編機</p> <p>48. 建築物の省エネ性能の向上に資する設備、 機器及び建築材料 省エネ型設備・機器</p> <p>イ 熱回収型換気・空調装置</p> <p>ロ 400ボルト級配線装置</p> <p>ハ 床暖房装置</p> <p>ニ 熱供給受入設備</p> <p>ホ 電算機室等用省エネルギー制御空調 機</p> <p>ヘ 空調用搬送エネルギー効率化システ ム</p> <p>ト 高効率照明設備</p> <p>チ 高効率エレベータ</p> <p>リ 高効率エスカレータ</p> <p>ヌ 高効率自動ドア</p> <p>ル 高効率自動回転ドア 断熱建材</p> <p>イ 無機繊維系断熱材</p> <p>ロ 木質繊維系断熱材</p> <p>ハ 発砲プラスチック系断熱材</p> <p>ニ 断熱開口部材</p> <p>ホ 気密補助材料</p> <p>ヘ その他建築物及び建築設備の断熱性 能の向上に資する建材</p> <p>49. その他の設備（その他上記に準ずる設備 であって、省エネルギー効果が25%以上の 省エネルギー施設のうち、その設置を特に 促進する必要性が高いとして資源エネルギ ー庁長官の推薦により中小企業庁長官が認 めたもの）</p>
---	---

## 別 表 2

---

### 1. 自走式作業用機械設備

掘削機械、締固め機械、積込み機械、  
クレーン、モーターグレーダー、コンク  
リート機械、せん孔機  
トラクター  
基礎工事用機械  
アスファルトフィニッシャー  
建設廃棄物破碎機

---

別 表 1

施 設 名	内 容
1. ヒートポンプ方式 熱 源 装 置	ヒートポンプ方式の熱源装置（専用の配管、ダクト、ポンプ、送風機、蓄熱槽及び補助熱源装置を含む。）に限る。
2. 廃 熱 ボ イ ラ ー	生産工程における廃熱により蒸気を発生させる設備に限る。
3. 省エネルギー型工業炉 （次の各号の1に該当 するものに限る。）	<p>1. 燃烧廃熱により原材料の予熱を行うための予熱帯が炉の加熱帯と一体となっているもの</p> <p>2. 炉底部を除く炉内部壁の面積の半分以上の部分が断熱物質によって構成されているもの</p>
4. コ・ジェネレーション シ ス テ ム	原動機及びこれに直結する動力利用設備並びに原動機から排出された熱を利用する設備を同時に設置するものに限る（専用の自動調節装置、蓄熱槽、冷却装置、ポンプ又は配管を含む。）。
5. 染 色 整 理 装 置 （次の各号の1に該当 するものに限る。）	<p>1. 噴流式染色装置</p> <p>糸、織物又は編物をその重量の6倍以下の重量の染液により染色することができる染色機で処理速度が毎分300メートル未満のもの並びに薬剤供給装置、熱交換器、専用の自動調整装置及び回転数可変ポンプを同時に設置する場合のこれらのものに限る。</p> <p>2. 洗浄装置</p> <p>織物地又は編物地を洗浄するもので、その洗浄水量比（供給される洗浄水の単位時間当たりの重量を供給される生地の単位時間当たりの重量で除して計算した値をいう。）が、毛織物地及び編物地にあつては70以下、毛織物以外の編物地にあつては30以下のもののうち、次に掲げる方式のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ. 貫通式（洗浄水に浸漬した生地をゴムローラーを用いて金網サクシヨンドラムに押圧しつつ吸引し、当該生地に含まれる洗浄水を貫通させる方式をいう。）</p> <p>ロ. 振動式（洗浄槽内に設置したかごを振動させることによりその上部又は下部に接した生地を強制的に洗浄水に接触させる方式のもので、かごの作動間隔を自動的に調節する機構を有するものをいう。）</p>
6. 単 板 乾 燥 装 置 （次の各号の1に該当 するものに限る。）	<p>1. 垂直配列式棚型自動単板乾燥装置</p> <p>コンベアに対し垂直な単板受棚を有するもので、単板の挿入及び配列並びに湿度の調整を自動的に行う機構を有するものに限る。</p> <p>2. 断熱強化型自動単板乾燥装置</p> <p>乾燥部壁面のドア部以外が二重断熱構造のもので、乾燥部からの排気を再利用し、かつ、乾燥負荷に応じて熱風循環送風機の回転数及び乾燥部内の湿度を自動的に調整する機構を有するものに限る。</p>
7. セ ン 断 機	金属板をせん断するもので、被加工物の自動供給装置を有するもののうち、毎分100回以上のせん断加工を連続して行うものに限るものとし、これと同時に設置する専用の材料集積装置を含む。

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
<p>8. 高性能ダイカストマシン (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 設定圧力の95%以上で作動するアンロード弁又は電磁オンオフ弁を有するもののうち、アキュムレータの設定圧力に達した時から当該アンロード弁又は電磁オンオフ弁が全開するまでの時間が0.5秒以内のもの 2. メンティングポットのスカートがかさ比重 0.5以下の断熱物質を内張りしたカバーで覆われているもの</p>
<p>9. プレス・タッピング複合加工装置</p>	<p>被加工物の穴あけ及びねじ立て加工をスライドの一回の往復動作により同時に行うもののうち、当該被加工物の加工位置及び搬送速度を自動的に制御する機構を有するものに限る。</p>
<p>10. 自動温度調整装置</p>	<p>加熱又は冷却のための熱(冷熱を含む。)の需要の検出を行い、その変動に対応してあらかじめ設定されたプログラムに従い熱媒流体の流量の制御を自動的に行うものに限る。</p>
<p>11. 省エネルギー型 鋳型造型機 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. コールドボックス鋳型造型機(亜硫酸ガスを触媒として有機粘結材の化学硬化反応(燃焼反応を除く。)により鋳物砂の硬化を行うものに限る。) 2. 無枠鋳型造型機(型枠のない鋳型を造型するものに限る。) 3. 高圧式鋳型造型機(スクイーズヘッドが分割されているスクイーズピストンを用いて鋳型を造型するもので、スクイーズ圧力が490,000パスカル以上のものに限る。)</p>
<p>12. 高周波誘導加熱装置</p>	<p>300ヘルツ以上の高周波電流を用いて金属を加熱(溶解を除く。)するもので、被加熱物の温度及び電源装置に流れる負荷電流を自動的に調整する機構並びにあらかじめ設定されたヒートパターンに従って被加熱物の温度分布を自動的に調整する機構を有するもののうち、定格電源容量が450キロワット以下の炉本体、電源装置及び専用の自動調整装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の冷却装置を含む。</p>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
<p>13. 省エネルギー型乾燥装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 電磁波(周波数が900メガヘルツ以上10ギガヘルツ未満のものに限る。)を照射することにより乾燥を行うものに限る。</p> <p>2. 乾燥装置の廃熱により当該乾燥装置に供給される空気を予熱する機構を有するもの</p> <p>3. 乾燥装置からの排ガスを当該乾燥装置に吹き込む機構を有するもののうち乾燥温度170度以上のもの</p> <p>3. 熱媒液(1気圧の圧力の下で沸点が200度以上のものに限る。)と熱交換することにより乾燥用空気を加熱する機構を有するもの</p> <p>4. 温度が40度以下の空気を用いた乾燥装置で塩化リチウムその他の吸湿剤を用いる方法若しくは冷却する方法又はこれらを併用する方法により乾燥用空気を脱湿する機構を有するもの</p> <p>5. 触媒を用いて排ガスに含まれる有害成分を除去することにより当該排ガスを乾燥用空気として再利用するもの</p> <p>6. 赤外線(周波数が750ギガヘルツ以上のものに限る。)を照射することにより乾燥を行うもの</p>
<p>14. 省エネルギー型染色整理装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 脱水機 空気流を吹き付ける方式又は減圧する方式により加工工程における織物又は編物の洗浄後の脱水を行うもので、脱水直後の洗浄水の織物又は編物への付着重量が織物又は編物の生地重量の20%以下とすることができるものに限る。</p> <p>2. 連続高圧スチーマー ロール式密封装置により密封された缶(その内部の圧力が490,000パスカル以上のものに限る。)内において精練、漂白、染色及び仕上げを行うものに限る。</p> <p>3. 薬剤低付与装置 次に掲げる方式のいずれかに該当する方式により、加工工程における織物又は編物に防水剤その他の薬剤を付与するもので、薬剤の織物又は編物への付着重量が織物又は編物の生地重量の20%以下のものに限る。 イ. ロール式 織物又は編物に薬剤を塗布したロールに接触させる方式をいう。 ロ. 泡式 織物又は編物に泡状にした薬剤を接触させる方式をいう。</p> <p>4. ヒートセッター 加工工程における織物又は編物をヒートセットするもので、次に掲げるもののいずれかに該当するものに限る。 イ. 触媒を用いて当該ヒートセッターからの排ガス中の有害成分を除去して当該ヒートセッターに吹き込む機構を有するもの ロ. 処理対象物の幅に対応して熱風の吹出し口の幅を自動的に調整する機構を有するもの</p> <p>5. マイクロ波染色機 加工工程における織物又は編物の染色仕上加工を行うもので、電磁波(周波数が1ギガヘルツ以上10ギガヘルツ未満のものに限る。)を照射することにより着色反応を促進させるものに限る。</p>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
	<p>6. 巻糸チーズ乾燥機 乾燥釜からの排ガス温度を検知して当該乾燥釜内の圧力を自動的に調整する機構を有するもので、乾燥釜、熱交換器、送風機、圧縮機、気液分離機及び自動調整装置を有するものに限る。</p> <p>7. 連続常圧スチーマー 蒸熱室内の電熱式ヒートロールに被染物を接触させることにより発色させるものに限るものとし、これに専用の自動調整装置を含む。</p>
<p>15. 省エネルギー型紙製容器製造装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 型打抜機 段ボール又は紙器用板紙を箱又は紙器を展開した形に打ち抜くもので、給紙、打抜き及び排紙を並行して連続的に行うことができるものに限る。</p> <p>2. 合紙貼合機 段ボール又は紙器用板紙の糊付け及び貼合を並行して連続的に行うもので、処理能力が毎分80枚以上のもののうち糊付用ロールと合紙用ロールの軸間距離が1メートル以下のものに限る。</p> <p>3. 自動製箱機 段ボール箱又は紙器の組立(糊付けによる組立てを除く。)を行うもので、折りぐせ機構及び組立機構を有するものに限る。</p>
<p>16. 省エネルギー型製本装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 丁合機 ロータリー型の紙の引出し機構を有するもの又は万力型の紙の引出し機構(軽金属合金型のもので、アームの長さが450ミリメートル以下のものに限る。)を有するものに限る。</p> <p>2. 無線綴り機 無線綴り方式により製本を行うもので、クランクを用いて本の背の部分成形プレスする機構を有するものに限る。</p>
<p>17. 省エネルギー型成形機 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 押出成形機 プラスチックの押出成形機で、ミキシング機構付スクリー、原料の強制フィード機構付シリンドラー並びにヒーターの自動温度制御装置及び放熱防止カバーを有するもの又は2軸スクリー、ヒーターの自動温度制御装置及び放熱防止カバーを有するものに限る。</p> <p>2. 発泡成形機 発泡ポリスチレンビーズの融着成形機で、加熱及び冷却の工程をそれぞれ専用の金型を用いて自動的に連続して行うもの又は、冷却水の流量を自動的に制御することにより金型の温度を最適に調整することができる機構を有するものに限る。</p> <p>3. 射出成形機 プラスチックの射出成形機で、作動油の流量及び圧力を自動的に制御する機構並びにヒーターの放熱防止カバーを有するものに限る。</p>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
18. 電動送り式金属工作機械	<p>交流又は直流サーボモーター（定格トルクが0.1キログラムメートル以上のもので3,000ラジアン毎秒毎秒以上の角加速度を発生させることができるものに限る。）を用いて工具又は被加工物の送りを行うもので、潤滑流体により工具又は被加工物を支持する機構を案内面と直接接触させないものに限る。</p>
19. 省エネルギー型プレス （次の各号の1に該当するものに限る。）	<p>1. 油圧プレス（次に掲げるもののいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>イ. スライドの下降時の圧力をバルンサーシリンダー及びアキュムレーターを用いてスライドの上昇時に利用するもの</p> <p>ロ. 液体を加圧されたプランクホルダーで固定された被加工物により液圧室に密封し、加圧された上型の下降とこれによって生じる液圧の作用により成形加工を行うもの</p> <p>ハ. 上スライドの加圧による被加工物の固定のための圧力が設定圧力に達した時にその圧力を保持したうえで加圧を停止し、同時に下スライドへの加圧を開始することによって成形加工を行うもの</p> <p>2. 高速自動送り式プレス（被加工物を自動的に供給する機構及びフリクションクラッチ機構を有するもので、回転係数（ストロークの長さをミリメートルで表した数と毎分ストローク数との積をいう。）が6,000以上のものに限る。）</p> <p>3. 連続加工式プレス（1のスライドにより4工程以上のプレス加工を同時に行うもので、被加工物の工程間の移動を自動的に行う機構を有するものに限る。）</p> <p>4. サーボ駆動式プレス機（サーボモーターと直結する駆動軸又は油圧ポンプによりラムを駆動させて金属材の成形加工を行うもののうち、ラムの制動時のエネルギー回生を行う機構並びにあらかじめストローク長さ及びストローク数を設定する機構を有するものに限るとし、これと同時に設置する専用の安全装置又は自動供給装置を含む。）</p>
20. 無杼式自動織機	<p>水流若しくは空気流により又はレピア若しくはグリッパーを用いてよこ糸入れを行うものに限るものとし、これと同時に設置する空気液噴射用の圧縮機又は乾燥機（2以上の吸引ドラム（その表面がメッシュ状の構造を成しているものに限る。）を用いて熱風を強制的に還流させることにより織物地の乾燥を行うもので、水流によりよこ糸入れを行う織機に専用のものに限る。）を含む。</p>
21. 省エネルギー型ダイカストマシン （次の各号の1に該当するものに限る。）	<p>1. ピストン式アキュムレーターを有するもので、その設定圧力に達した時からリリーフ弁が全開する時までの時間が1秒以下であるもののうち、当該圧力がリリーフ弁の設定圧力の90%以下のもの</p> <p>2. 2以上の油圧ポンプを用いるもので、シリンダーで必要とする油圧に対応して作動油の流量を自動的に制御する機構を有するもの</p>
22. プリンタースロット	<p>段ボールシートに印刷、裁断、罫線入れ及び溝切りの加工を連続的に行うことができるものであって、インバーター方式を用いた駆動装置を有するものに限る。</p>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
<p>23. 省エネルギー型印刷機 ( 次の各号の1に該当するものに限る。 )</p>	<p>1. 同時両面オフセット印刷機 ( 相対した一对のゴム胴を用いて紙の両面に同時に印刷することができる枚葉オフセット印刷機であって、インバーター方式を用いた駆動装置を有するものに限る。 )</p> <p>2. 倍胴型両面オフセット印刷機 ( ゴム胴の径に対して2倍以上の径をもつ胴を用いることにより1工程で連続的に紙の両面に印刷することができる枚葉オフセット印刷機であって、インバーター方式を用いた駆動装置を有するものに限る。 )</p>
<p>24. 自走式作業用機械設備 ( 次の各号の1に該当するものに限る。 )</p>	<p>1. 掘削機械、締めめ機械、積込み機械、クレーン、モーターグレーダー、コンクリート機械及びせん孔機で、直接噴射式ディーゼルエンジンを有し、油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して制御する機構を有するもの</p> <p>2. トラクターで、直接噴射式ディーゼルエンジンを有し、油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して制御する機構及びすべり摩擦部に潤滑油が密封された無限軌道覆帯を有するもの</p> <p>3. 基礎工事用機械 ( くい打ち機及びくい抜き機に限る。 ) で、直接噴射式ディーゼルエンジンを有し、油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して制御する機構並びに巻上げ動作及びブームの上下動作を行うためのロープの方向を転換するころがり軸受付滑車を有するもの</p> <p>3. アスファルトフィニッシャー ( アスファルト合材の敷きならしを行うもので、可変スクリード、可変容量型油圧ポンプ ( エンジンの回転数の変動にかかわらず、油圧を調整できるポンプをいう。以下、5号、「油圧式杭圧入引抜機」及び「大口径掘削機」において同じ。 ) 及び多連弁機構 ( 油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構をいう。以下、5号、「油圧式杭圧入引抜機」及び「大口径掘削機」において同じ。 ) 並びに閉回路 ( その全ての部分が密閉された油圧回路をいう。 ) 又はプレッシャーオーバーライド弁 ( 油圧回路の圧力が設定値に達したときに油圧ポンプの吐出量が最小になるように制御する弁をいう。以下「油圧式杭圧入引抜機」において同じ。 ) を有するものに限る。 )</p> <p>4. 建設廃棄物破砕機 ( 密封潤滑式 ( すべり摩擦部に潤滑油を密封することにより潤滑油の漏れを防ぐ方式をいう。 ) の起動輪、遊動輪及びローラを有するもので、アスファルト廃材又はコンクリート廃材を破砕するもののうち、可変容量型油圧ポンプ及び多連弁機構を有するものに限る。 )</p>
<p>25. 油圧解体機</p>	<p>自走式作業用機械設備に装着されるもので、岩石又は建設構造物の破砕解体を行い、かつ、油圧により作動するものうち、次の各号の一に該当するものに限る。</p> <p>1. 油圧ブレーカ ( チゼル用のグリース溜まりを内蔵した打撃装置を有するものに限る。 )</p> <p>2. 油圧圧砕機 ( 圧砕装置の角度を変えることができる機構及びカッターを有するものに限る。 )</p>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
26. 大口径掘削機	<p>場所打杭工法における穴の掘削を行うもののうち、可変容量型油圧ポンプ、多連弁機構及びアンロード弁並びに合流回路（2以上の油圧ポンプから供給される油圧を合流させる油圧管をいう。）又は油圧全馬力制御機構（複数の作動部の作業状態に対応して変化する複数の油圧ポンプの負荷を検知して当該複数の油圧ポンプの合計馬力を常にエンジン馬力以内に制御する機構をいう。）を有するものに限る。）</p>
27. 省エネルギー型電気炉 (次の各号の1に該当するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高周波溶解炉（金属を周波数が150ヘルツ以上の高周波電流を用いて発熱させる方法により溶解するもので、炉本体及び電源装置を有するものに限るものとし、これらに専用の炉傾斜装置、冷却装置又は自動調整装置を含む。）</li> <li>2. 高感応答アーク炉（直接式三相アーク炉で、電熱カップリング又はサイリスタにより制御される交流電動機によって作動する電熱昇降装置（電極を毎分2メートル以上上昇させることができるものに限る。）、最適電流供給装置及び専用の自動調整装置を有するものに限る。）</li> <li>3. 高性能電解炉（アルミナを電気分解してアルミニウムを製造するものでグラファイト電極、ポット・カバー及びクラフト自動破碎装置を有する既焼成陽極式電解炉又は塩化マグネシウムを電気分解してマグネシウムを製造するもので陽極との間に隔壁を有しないもののうちくさび型の電極若しくは格子状の電極を有するものに限る。）</li> </ol>
28. 省エネルギー型めん類製造装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. めん帯成形機（めん生地を圧延してめん帯を製造するもので、互いに近接する3本の圧延ロール（2本のロールが他の1本のロールの回転の向きと逆の向きに回転するものに限る。）を用いてめん生地の圧延を行うものに限るものとし、これに専用のめん生地送り装置を含む。）</li> <li>2. 自動蒸しめん製造装置（低圧蒸気（蒸気の圧力が78,400パスカル以下のものに限る。）を直接噴射することにより生めんの蒸煮を行うもので、蒸しめん製造装置及び自動調整装置を有するものに限る。）</li> <li>3. ゆでめん製造装置（連続する3以上のゆで槽（当該ゆで槽の中央が、自動昇降式加圧蓋により密閉される構造を有するものに限る。）を有するもののうち、集約型ポケット（ゆで槽において隣接するポケットの支持点の間隔が100ミリメートル以下となるものに限る。）をめんの種類に対応した速度で連続して当該ゆで槽に通過させる機構及び当該ゆで槽内の温度を自動的に調整する機構を有するものに限る。）</li> </ol>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
<p>29. 省エネルギー型 焼成焼上装置 (次の各号の1に該当 するものに限る。)</p>	<p>1. 余熱還流式オープン（ビスケットその他の菓子類を焼成するもので、当該オープンからの排ガスを当該オープン内に吹き込む機構を有するものに限るものとし、これに専用の自動調整装置を含む。）</p> <p>2. 排気制御式オープン（パン又はビスケットその他の菓子類の焼成を行うもので、オープン内の温度を検出して排ガス量及び燃焼用空気と燃料との流量比率を自動的に制御する機構を有するものに限る。）</p> <p>3. 自動温度調整式ノーピルオープン（パン又はビスケットその他の菓子類の焼成を行うもので、オープン内の温度を検出して熱の供給量を自動的に制御する機構及び被焼成物をコンベアーにより搬出入する機構を有するものに限る。）</p> <p>4. 遠赤外線式連続焼成装置（食品の焼成を行うもののうち、炉内の上部がセラミック遠赤外線プレート（周波数が300ギガヘルツ以上200テラヘルツ未満の電磁波を照射するものに限る。）で覆われたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の自動調整装置を含む。）</p> <p>5. 急速加温機付連続焼成装置（カステラその他の菓子類の加温及び焼成を連続して行うもので、加温機（被加温物に直接電流を通じることにより加温を行うものに限る。）、色付装置（電磁波（周波数が300ギガヘルツ以上200テラヘルツ未満のものに限る。）を照射することにより加熱を行うものに限る。）及び焼成機に限るものとし、これらに専用の自動調整装置を含む。）</p> <p>6. 熱反射式焼上機（米菓の焼上げを行うもので、バーナーからの放射熱を反射するステンレス鋼製の反射板を有する焼上機及び当該焼上機の廃熱により米菓の乾燥を行う装置を有するものに限る。）</p>
<p>30. 高熱効率型連続蒸米機 (米の蒸煮及び蒸煮後の 米の取出しを並行して 連続的に行うものに限 る。)</p>	<p>加熱用の蒸気を回収して米の蒸煮に再使用する機構を有するもの</p>
<p>31. 高性能ねん糸機</p>	<p>スピンドルの回転部の重量が800グラム以下で、かつその外径が145ミリメートル以下のダブルツイスターに限る。</p>
<p>32. 高速全自動殖版機</p>	<p>多面焼付けを行うもので、自動制御装置を有するもののうち、光源装置が通電開始から7秒以内に所要の光度に到達するものに限る。</p>
<p>33. 省エネルギー型 鍛造素材切断機</p>	<p>厚さ50ミリメートル以上の鍛造素材の供給及び切断を自動的に行うもので、帯のこ盤、素材供給装置及び自動調整装置を有するものに限る。</p>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
<p>34. 省エネルギー型 鋳物砂混練装置 (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 混練中の鋳物砂の含水率に対応して当該混練装置に供給される水の量を自動的に制御する機構を有するものに限る。 2. 鋳物砂に自硬性鋳物型用バインダーを混ぜて混練するものに限る。 3. 鋳物砂充填性制御混練装置(混練中の鋳物砂の性状に対応して供給水量及び添加剤の量を自動的に調整する機構を有するもの並びに専用の自動調整装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。)</p>
<p>35. 省エネルギー型 ショットブラスト (次の各号の1に該当するものに限る。)</p>	<p>1. 湾曲羽根式ショットブラスト(羽根車の羽根の形状が湾曲しているものに限る。) 2. 両回転式ショットブラスト(羽根車の回転方向が左右に切り替えられるものに限る。)</p>
<p>36. 省エネルギー型 古紙梱包装置</p>	<p>圧縮室において1のピストンを用いて加圧することにより古紙の圧縮及び成形を同時に行うものに限る。</p>
<p>37. 省エネルギー型 ボイラー</p>	<p>ボイラーの蒸気圧力の変動に対応して燃焼用空気と燃料との流量比率を自動的に制御する機構を有するもの(これと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。)、燃焼廃熱(被加熱物から排出される熱を含む。)により燃焼用空気及び当該ボイラーにおいて蒸気を発生させるために供給される水を予熱する機構を有するもの(これと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。)又は蒸気使用量の変動に対応して蒸気の貯留及び自己蒸発を自動的に行う機構を有するもの(これと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。)</p>
<p>38. 省エネルギー型 アーク溶接機</p>	<p>サブマージアーク溶接機(粒状フラックスの中でアークを発生させて溶接を行うもので、溶接トーチ、溶接電源装置、ワイヤー送給装置及びフラックスホッパーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動走行装置、フラックス回収装置又は自動調整装置を含む。)又は不燃性ガス利用アーク溶接機(炭酸ガス又はアルゴンガスの雰囲気の中でアークを発生させて溶接を行うもので、溶接トーチ、溶接電源装置及びワイヤー送給装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動走行装置、冷却装置、ガス流量調整器又は自動調整装置を含む。)に限る。</p>
<p>39. 省エネルギー型 真空焼鈍炉</p>	<p>減圧した加熱容器内で金属導体線の加熱を行うもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の50%以上の部分がかさ比重1.3以下の断熱物質によって構成されているもののうち、炉本体、加熱容器及び真空装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。</p>
<p>40. 熱成形機</p>	<p>プラスチックの熱成形機で、加熱装置の電圧調整ができるもの又は加熱源に遠赤外線(波長3μ以上)を使用したものに限る。</p>
<p>41. 精密打抜プレス</p>	<p>金属打抜き用のものであって、駆動機構が三動以上のものに限る。</p>

エネルギー有効利用促進対象設備

施設名	内容
42. 省エネルギー型 フォークリフト (次の各号の1に該当 するものに限る。)	<p>1. 油圧サイリスタにより、荷役作業用油圧ポンプモーターを制御する機構を有するもの</p> <p>2. 排気ターボチャージャーによりエンジン給気を過給する機構を有するもの</p>
43. 高効率生地連続 包あん機	<p>食品の生地及び内包材の注出口が一体となっている機構を有するもののうち、6以上の成型羽根を有し、かつ、当該成型羽根の水平往復運動と下降運動により成型する機構を有するものに限る。</p>
44. 多段ホーマー	<p>鍛造素材の切断及び鍛造加工をスライド1回の往復動作により同時に5工程以上行うもので、毎分100回以上の往復動作ができるもののうち、当該スライドに4以上の圧造金型を装着する機構を有し、かつ、当該鍛造素材の工程間の移動を自動的に行う機構を有するものに限る。</p>
45. 外断熱システム	<p>建築物における熱損失を防止するための断熱材及び外装材であって、建築物の屋根及び外壁の外側に施工されるものに限る。</p>
46. 省エネルギー型 ジョークラッシャー	<p>動歯の動きの方向が水平方向となす角度が20度以下のものに限る。</p>
47. 省エネルギー型経編機	<p>複合針を用いるもののうち、負荷の変動に対応して電動機の回転を制御する機構を有するものに限る。</p>
48. 建築物の省エネ性能の 向上に資する設備、機 器及び建築材料	<p>次に掲げる、建築物の省エネ性能の向上のために導入される設備、機器、建築材料等</p> <p>1. 省エネ型設備・機器</p> <p>次に掲げる、エネルギーの使用の合理化に資するもののいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 熱回収型換気・空調装置（高効率全熱交換器（排気の顕熱及び潜熱により給湯との熱交換を行うもの。）又は当該高効率全熱交換器を組み込んだ空調装置。）</p> <p>ロ 400ボルト級配線装置（電気の供給を受け、400ボルト及び230ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための電気設備。専用のリアクトル、コンデンサー等を含む。）</p> <p>ハ 床暖房装置（電気又は温水を用いて床を加熱し、当該床からの熱の放射により暖房を行うもので、蓄熱板、断熱板及び専用の自動調節装置を含むもの。専用のポンプ又は配管を含む。）</p> <p>ニ 熱供給受入設備（新たに熱供給を受けることに伴い設置する受入導管。当該受入導管を収容するための管路、入孔、配管等を含む。）</p> <p>ホ 電算機室等用省エネルギー制御空調機（電子計算機室内又は電子交換機室内等に設置される専用の床下空調機のうち、温湿度センサーにより自動制御する機能を有するもの。室外機を含む。）</p>

施 設 名	内 容
	<p>           ヘ 空調用搬送エネルギー効率化システム（空調設備のうち、熱媒を液とガスの比重差で自然に循環させるもの、又は複数のユニットを直列に接続することにより、熱媒を段階的に活用するもの。専用の熱源装置、蓄熱槽等を含む。）            ト 高効率照明設備（高周波方式の照明器具の点灯回路を制御することにより蛍光管の光量を調整するもの。専用の配線、端末器又は太陽光感知装置を含む。）            チ 高効率エレベータ（可変電圧可変周波数制御装置を用いて電動機を制御するもの。）            リ 高効率エスカレータ（利用者の有無を感知することにより、自動的に運転を制御する機構を有するもの。）            ヌ 高効率自動ドア（ドアの開き幅を切り替える機構を有するもの。）            ル 高効率自動回転ドア（利用者の有無を感知することにより、自動的に運転を制御する機構を有するもの。）            2. 断熱建材            次に掲げる、建築物及び建築設備の断熱性能の向上に資するもののいずれかに該当するものに限る。            イ 無機繊維系断熱材（グラスウール、ロックウール等）            ロ 木質繊維系断熱材（セルローズファイバー、インシュレーションボード等）            ハ 発砲プラスチック系断熱材（ポリスチレンフォーム、硬質ウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、フェノールフォーム等）            ニ 断熱開口部材（複層ガラス、断熱サッシ、断熱ドア等）            ホ 気密補助材料（防湿・気密フィルム、気密テープ、気密パッキン等）            ヘ その他建築物及び建築設備の断熱性能の向上に資する建材         </p>
49. その他の設備	<p>           その他上記に準ずる設備であって、省エネルギー効果が25%以上の省エネルギー施設のうち、その設置を特に促進する必要性が高いとして資源エネルギー庁長官の推薦により中小企業庁長官が認めたもの         </p>

## (2) 特定高性能エネルギー消費設備導入等促進

〔日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫〕

### (1) 貸付対象

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に定める中小企業等であつて、次に該当するもの。

高性能工業炉、高性能ボイラー等の導入等を行う者。

### (2) 資金使途

別表に掲げる高性能工業炉、高性能ボイラー等の特定高性能エネルギー消費設備を設置するために必要な資金又は当該設備の性能を高性能工業炉、高性能ボイラー等と同様の性能とすることを可能とする付加設備であつて別表に掲げるものを設置するために必要な設備資金  
なお、対象設備の概要は、参考表中 - を参照のこと。

### (3) 貸付方法：直接貸付及び代理貸付

（\* 国民生活金融公庫は直接貸付のみ）

### (4) 貸付限度：(イ) 直接貸付 7億2千万円

(ロ) 代理貸付 一般貸付のほか1億2千万円

（\* 国民生活金融公庫は直接貸付のみ 7,200万円）

### (5) 貸付利率：2億7千万円を限度として特省エネ利率Bとする。

〔エネルギー対策特別会計からの利子補給がある（特定高性能エネルギー消費設備等資金利子補給金）。〕

### (6) 貸付期間：15年以内（うち据置期間2年以内）

### (7) 問合わせ先

日本政策金融公庫東京相談センター（中小企業事業）	03 - 3270 - 1260
日本政策金融公庫東京相談センター（国民生活事業）	03 - 3270 - 4649
沖縄振興開発金融公庫中小企業融資班	098 - 941 - 1785
資源エネルギー庁省エネルギー対策課	03 - 3501 - 9726

別 表

- 1 高性能工業炉
- 2 高性能ボイラー

(付加設備)

- 1 熱設備エネルギー利用効率化自動制御装置
- 2 燃烧空気等予熱用熱交換器

参考表中 -

特定高性能エネルギー消費設備リプレース等促進対象設備

施 設 名	内 容														
1. 高性能工業炉	<p>燃烧装置の廃熱を利用する燃烧装置のうち、当該燃烧装置から発生する燃烧排ガス量の70%以上を装置に組み込まれた蓄熱式熱交換装置で回収し、燃烧用空気を予熱する機構を有する燃烧装置（これらと同時に設置する専用の送風機、排風機、制御装置、配管及び断熱構造体を含む）又はこれを組み込んだ工業炉。</p>														
2. 高性能ボイラー	<p>温水又は蒸気を得るためのボイラーで以下の条件を満たすものとし、同時に設置する専用の燃烧制御装置、安全装置、送風機、燃料供給装置、ポンプ、煙突又は配管を含む。</p> <p>定格効率が次表の効率以上のこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボイラーの構造</th> <th colspan="2">燃料の種類</th> </tr> <tr> <th>気体燃料</th> <th>液体燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水管及び炉筒ボイラー</td> <td style="text-align: center;">92%</td> <td style="text-align: center;">92%</td> </tr> <tr> <td>貫流ボイラー</td> <td style="text-align: center;">96%</td> <td style="text-align: center;">95%</td> </tr> <tr> <td>温水ボイラー</td> <td style="text-align: center;">88%</td> <td style="text-align: center;">87%</td> </tr> </tbody> </table> <p>定格燃烧時の空気比が1.2以下。</p> <p>燃烧廃熱により、燃烧用空気又は当該ボイラーにおいて蒸気（温水）を発生させるために供給される水を予熱する機構を有するもの。</p> <p>ボイラーの負荷の変動に対応して燃烧用空気と燃料の流量比率を自動的に制御する機構を有するもの。</p>	ボイラーの構造	燃料の種類		気体燃料	液体燃料	水管及び炉筒ボイラー	92%	92%	貫流ボイラー	96%	95%	温水ボイラー	88%	87%
ボイラーの構造	燃料の種類														
	気体燃料	液体燃料													
水管及び炉筒ボイラー	92%	92%													
貫流ボイラー	96%	95%													
温水ボイラー	88%	87%													

(付加設備)

施設名	内容
1. 熱設備エネルギー利用効率化自動制御装置	製造工程における加熱炉、熱処理炉、ボイラー等の熱設備のエネルギー利用効率の向上を図るために設置するもののうち、当該熱設備のエネルギー使用の予測及び管理を行う専用の電子計算機、監視制御装置及び入出力制御措置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の配線を含む。
2. 燃焼空気等予熱用熱交換器	燃焼廃熱（乾燥炉の廃熱及び被加熱物から排出される熱を含む。）により燃焼用空気、加熱用空気又は燃料の予熱を行う熱交換器での熱交換エレメントの洗浄装置を有するもののうち、熱交換エレメントにヒートパイプを用いたもの、熱交換エレメントの素材がセラミックであるもの、熱交換エレメントにフィン若しくは溝加工を行ったもの又は熱交換エレメントが回転式で固体蓄熱体を有するものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の送風機を含む。

### 3 . 2 環境・エネルギー対策貸付 環境・エネルギー資金 (石油代替エネルギー設備関連)

[日本政策金融公庫]

#### (1) 貸付対象

中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)第2条に定める中小企業者等であって、次に該当するもの。

石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者

#### (2) 資金使途

(1)に掲げる者が、別表1、2または3に掲げる石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得(改造、更新を含む。)するために必要な設備資金。

#### (3) 貸付方式：直接貸付及び代理貸付

#### (4) 貸付限度：(イ) 直接貸付 7億2千万円

(ロ) 代理貸付 一般貸付のほか1億2千万円

#### (5) 貸付利率：2億7千万円を限度として

別表1に掲げる設備については特代エネ利率

別表2に掲げる設備については特別利率

別表3に掲げる設備については特別利率

とする。

#### (6) 貸付期間：15年以内(うち据置期間2年以内)とする。

#### (7) 問合わせ先

日本政策金融公庫東京相談センター(中小企業事業)

03 - 3270 - 1260

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

03 - 3501 - 4031

別表 1

エネルギーの種類	設備名	内 容
ガス（その原料に占める石油の割合が60%以下の場合）	受入・貯蔵設備	廃棄物を原材料とする燃料を製造するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	搬送設備	廃棄物又は廃棄物燃料を熱を得ることに利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	燃焼設備	廃棄物又は廃棄物燃料を発電に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	冷房設備	ガスを燃焼させ冷房する設備及びこれに付属する設備に限る。
	使用関連設備 供給設備	ガスを産業用に供給するための専用導管、基地設備及びこれらに付属する設備に限る。

別表 2

エネルギーの種類	設備名	内 容
ガス（その原料に占める石油の割合が60%を超え80%以下のガスの場合。但し、発電設備については、その原料に占める石油の割合が80%以下のもの。）	受入・貯蔵設備	廃棄物を原材料とする燃料を製造するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	搬送設備	廃棄物又は廃棄物燃料を熱を得ることに利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	燃焼設備	廃棄物又は廃棄物燃料を発電に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	冷房設備	ガスを燃焼させ冷房する設備及びこれに付属する設備に限る。
	使用関連設備 発電設備	ガスの燃焼又はLNGの冷熱を利用し発電を行うためのタービン、発電機、制御装置及びこれらに附属する設備に限る。
使用関連設備 供給設備	ガスを産業用に供給するための専用導管、基地設備及びこれらに付属する設備に限る。	

別表 3

エネルギーの種類	設備名	内容
廃棄物	燃料製造設備	廃棄物を原材料とする燃料を製造するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	熱利用設備	廃棄物又は廃棄物燃料を熱を得ることに利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	発電設備	廃棄物又は廃棄物燃料を発電に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
太陽熱	熱利用設備	太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
天然ガス	熱電併給設備 (コ・ジェネレーションシステム)	天然ガスを発電に利用し同時に得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
温度差エネルギー	熱利用設備	冷凍設備を用いて海水、河川水その他の水を熱源とする熱を利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
風力	発電設備	風力を発電に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
太陽光	発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備に限る。
燃料電池	発電設備	燃料電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備に限る。
バイオマスエネルギー	発電設備	バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	熱利用設備	バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。
	燃料製造設備	バイオマスを原材料とする燃料を製造するための設備及びこれに附属する設備に限る。
雪氷	熱利用設備	雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用するための設備及びこれに附属する設備に限る。

#### 4 . 税 制 上 の 助 成 措 置

#### 4 . 1 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制

##### ( 1 ) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の概要

( ) 名称：エネルギー需給構造改革推進投資促進税制

( 略称：エネ革税制 )

( ) 根拠法令

租税特別措置法 第10条の2 ( 所得税 )、第42条の5 ( 法人税 )

租税特別措置法施行令 第5条の4 ( 所得税 )、第27条の5 ( 法人税 )

( ) 対象者：個人又は法人のうち青色申告書を提出する者

なお、税額控除を受けられる個人・法人は、以下に該当する中小企業者又は農業共同組合等に限定 ( それ以外の個人・法人は、特別償却のみの適用。 )

- ・個人にあつては、常時使用する従業員の数千人以下の個人とする。
- ・法人にあつては、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人 ( 人格のない社団等を含む。 ) のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人以下の法人とする。
  - 一 その発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大規模法人 ( 資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。 ) の所有に属している法人
  - 二 前号に掲げるもののほか、その発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

( ) スキーム

対象設備 ( 全て告示で指定されている ) を取得等し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、以下のいずれか一方を選択できる。

基準取得価額 ( 計算の基礎となる価額 ) の7%相当額の税額控除

普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却

( ) 対象設備

< 省エネルギーシステム >

エネルギー使用合理化設備 ( 高効率省エネルギーシステム )

エネルギー使用制御設備 ( ビルエネルギー管理システム ( B E M S ) )

< 単体設備 ( 全56設備 ) >

	( 対象設備数 )
エネルギー有効利用製造設備等	( 4 )
エネルギー有効利用付加設備等	( 20 )
電気・ガス需要平準化設備	( 1 )
新エネルギー利用設備等	( 15 )
その他の石油代替エネルギー利用設備等	( 15 )
配電多重化設備	( 1 )

( ) 基準取得価額

対象設備の取得価額に下表右欄の比率を掛けたもの

区分		掛け目
一般	エネルギー有効利用製造設備等	100%
	エネルギー有効利用付加設備等	100%
	電気・ガス需要平準化設備	50%
	新エネルギー利用設備等	100%
	その他の石油代替エネルギー利用設備等	100%
	エネルギー使用合理化設備	100%
	エネルギー使用制御設備	100%
	配電多重化設備	50%

( ) 制度上の留意点

対象設備を直接取得した場合にのみ適用が受けられ、リース契約による場合には適用されない。

取得設備を取得後1年以内に当該法人の事業の用に供した場合に適用され、貸付の用

に供した場合には適用されない。

税額控除を適用する場合、税控除額は当期法人税額の20%を上限とする。

税額控除不足額、特別償却不足額は一年繰り越し可能。

他の租税特別措置との重複適用は認められない。

エネルギー有効利用製造設備等、エネルギー有効利用付加設備等、電気・ガス需要平準化設備等については、メーカー等による証明制度あり。

エネルギー使用合理化設備については所管行政庁（建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等）、エネルギー使用制御設備については地方経済産業局による証明制度あり。

（ ） 関係法律等

法 律 租税特別措置法第10条の2及び第42条の5

政 令 同法施行令第5条の4及び第27条の5

告 示 平成4年3月31日 大蔵省告示第57号

平成4年3月31日 通商産業省告示第145号

平成5年3月31日 大蔵省告示第77号（一部改正）

平成5年3月31日 通商産業省告示第136号（一部改正）

平成6年3月31日 大蔵省告示第84号（一部改正）

平成6年3月31日 通商産業省告示第156号（一部改正）

平成7年3月31日 大蔵省告示第72号（一部改正）

平成7年3月31日 通商産業省告示第177号（一部改正）

平成8年3月31日 大蔵省告示第94号（一部改正）

平成8年3月31日 通商産業省告示第138号（一部改正）

平成10年3月31日 大蔵省告示第138号（一部改正）

平成10年3月31日 通商産業省告示第164号（一部改正）

平成12年3月31日 大蔵省告示第73号（一部改正）

平成12年3月31日 通産省産業省告示第166号（一部改正）

平成14年3月31日 財務省告示第131号（一部改正）

平成14年3月31日 経済産業省告示等161号（一部改正）

平成15年3月31日 財務省告示160号（一部改正）

平成15年3月31日 経済産業省告示102号（一部改正）

平成16年3月31日 財務省告示第165号（一部改正）

平成18年 3月31日 財務省告示第148号（一部改正）

平成20年 4月30日 財務省告示第159号（一部改正）

（ ） 問い合わせ先

経済産業省 電話 03 - 3501 - 1511（代表）

- |                                      |                           |
|--------------------------------------|---------------------------|
| ・ 税制一般                               | 資源エネルギー庁長官官房総合政策課         |
| ・ エネルギー使用合理化設備<br>（高効率省エネビルシステム）     | 省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課   |
| ・ エネルギー使用制御設備<br>（ビルエネルギー管理システム）     |                           |
| ・ エネルギー有効利用製造設備等<br>・ エネルギー有効利用付加設備等 | 省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課 他 |
| ・ ガス需要平準化設備<br>・ 天然ガス利用設備等           | 電力・ガス事業部ガス市場整備課 他         |
| ・ 新エネルギー利用設備等                        | 省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課 他 |
| ・ 配電多重化設備                            | 電力・ガス事業部電力基盤設備課           |

## エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 平成20年度対象設備一覧

省エネルギー設備は、別表1・2、新エネルギー設備は、別表3・4・その他

【別表1】エネルギー有効利用製造設備等：4設備

別表	項	号	種別	設備名	細目
1	1		新規	旋回流強化型離解装置	
1	2		継続	高性能脱燐炉	
1	3		継続	高性能機械組立設備	
1	4		継続	コンバインドサイクル発電用ガスタービン	

【別表2】エネルギー有効利用付加設備等：20設備

別表	項	号	種別	設備名	細目
2	1		継続	省エネルギー型クラウン制御ロール	
2	2		継続	鋼片板幅制御装置	
2	3		継続	高効率型電動熱源機	
2	4	1	継続	高効率工業炉	原材料予熱式
2	4	2	継続	高効率工業炉	断熱強化型
2	5		継続	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	
2	6		継続	サーボ駆動式プレス機	
2	7	1	継続	高効率生型造型機	枠付生型造型機
2	7	2	継続	高効率生型造型機	無枠生型造型機
2	8		継続	四百ボルト級配線設備	
2	9	1	継続	高効率複合作業機械	高効率複合加工機
2	9	2	継続	高効率複合作業機械	高効率複合研削盤
2	10	1	継続	高断熱窓設備	高断熱窓装置
2	10	2	継続	高断熱窓設備	高断熱窓ガラス
2	11		継続	熱併給型動力発生装置	
2	12		継続	エネルギー回生型ハイブリッド自動車	
2	13	1	新規	物流用蓄熱式保冷装置	車載保冷装置
2	13	2	新規	物流用蓄熱式保冷装置	蓄熱式保冷剤製造装置
2	14		新規	外部電源式車載空調装置	
2	15		新規	外部電源式車載空調装置用給電設備	

【別表3】電気・ガス需要平準化設備：1設備

別表	項	号	種別	設備名	細目
3	1		継続	ガス冷房装置	34kW以上

【別表4】新エネルギー利用設備等：15設備

別表	項	号	種別	設備名	細目
4	1		継続	太陽熱利用集蓄熱装置	
4	2	1	継続	未利用エネルギー利用設備	河川水又は海水を熱源とするもの
4	2	2	継続	未利用エネルギー利用設備	中水又は下水を熱源とするもの
4	2	3	継続	未利用エネルギー利用設備	地下水を熱源とするもの
4	2	4	継続	未利用エネルギー利用設備	供給・回収導管
4	2	5	継続	未利用エネルギー利用設備	雪又は氷を熱源とするもの
4	3	1	継続	バイオマス利用装置	紙パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー
4	3	2	継続	バイオマス利用装置	リグニン燃焼ボイラー
4	3	3	継続	バイオマス利用装置	木質バイオマス発電装置
4	3	4	新規	バイオマス利用装置	木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置
4	3	5	新規	バイオマス利用装置	木質バイオマス利用加温装置
4	3	6	継続	バイオマス利用装置	バイオマスメタンガス製造装置
4	3	7	継続	バイオマス利用装置	バイオマスエタノール製造設備
4	4		継続	風力発電設備	
4	5		継続	太陽光発電装置	

【別表5】その他の石油代替エネルギー利用設備等：15設備

別表	項	号	種別	設備名	細目
5	1	1	継続	地方ガス天然ガス化設備	天然ガス出荷導管
5	1	2	継続	地方ガス天然ガス化設備	天然ガス受入導管
5	1	3	継続	地方ガス天然ガス化設備	液化天然ガス貯蔵装置
5	1	4	継続	地方ガス天然ガス化設備	熱量変更設備
5	2		継続	多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置	
5	3	1	継続	天然ガス利用設備	天然ガス利用工業炉
5	3	2	継続	天然ガス利用設備	天然ガス利用ボイラー
5	4		継続	天然ガスフォークリフト	
5	5		継続	廃棄物熱利用設備	廃棄物を燃焼させることにより発生する温水又は蒸気を熱源とするもの
5	6		継続	天然ガス自動車	
5	7		継続	天然ガス自動車用燃料供給設備	
5	8		継続	燃料電池自動車	
5	9		継続	燃料電池自動車用燃料供給設備	
5	10		新規	電気自動車	
5	11		継続	燃料電池設備	

【別表6】エネルギー使用合理化設備

別表	項	号	種別	設備名	細目
6	1	1	新規	高断熱窓設備	高断熱窓装置
6	1	2	新規	高断熱窓設備	高断熱窓ガラス
6	2	1	新規	高効率空気調和設備	吸収式冷温水器

6	2	2	新規	高効率空気調和設備	吸収式冷凍機
6	2	3	新規	高効率空気調和設備	空冷式ヒートポンプチリングユニット
6	2	4	新規	高効率空気調和設備	水冷式ヒートポンプチリングユニット
6	2	5	新規	高効率空気調和設備	蓄熱式空気調和装置
6	2	6	新規	高効率空気調和設備	ボイラー
6	2	7	新規	高効率空気調和設備	真空間接加熱式温水器
6	2	8	新規	高効率空気調和設備	熱電併給型動力発生装置
6	2	9	新規	高効率空気調和設備	冷凍機組込型空気調和機
6	2	10	新規	高効率空気調和設備	氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機
6	2	11	新規	高効率空気調和設備	ガスエンジン式ヒートポンプ空気調和機
6	2	12	新規	高効率空気調和設備	エアハンドリングユニット
6	2	13	新規	高効率空気調和設備	全熱交換器組込型空気調和機
6	2	14	新規	高効率空気調和設備	ファンコイルユニット
6	3	1	新規	高効率機械換気設備	全熱交換・換気ユニット
6	3	2	新規	高効率機械換気設備	送風機
6	4	1	新規	照明設備	高周波点灯専用形蛍光灯
6	4	2	新規	照明設備	発光ダイオード照明装置
6	5	1	新規	高効率給湯設備	ヒートポンプ式給湯器
6	5	2	新規	高効率給湯設備	潜熱回収型給湯器
6	5	3	新規	高効率給湯設備	ボイラー
6	5	4	新規	高効率給湯設備	真空間接加熱式温水器
6	5	5	新規	高効率給湯設備	熱電併給型動力発生装置
6	6		新規	交流変周波数制御方式エレベータ	—

【別表7】エネルギー使用制御設備

別表	項	号	種別	設備名	細目
7	1		新規	測定装置	
7	2		新規	中継装置	
7	3		新規	アクチュエーター	
7	4		新規	可変風量制御装置	
7	5		新規	インバーター	
7	6		新規	電子計算機	

【その他】(継続1設備)

			種別	設備名	細目
			継続	配電多重化設備	

新エネ法施行令の改定に伴い、新エネルギーの定義が変更されたことを受け、平成19年度まで別表4に記載されていた、廃棄物熱利用設備、天然ガス自動車、天然ガス自動車用燃料供給設備、燃料電池自動車、燃料電池自動車用燃料供給設備、燃料電池設備については、別表5へ移動した。

## (2) エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明制度

### (1) 証明制度の概要

エネルギー需給構造改革投資促進税制の活用を促進する観点から、本税制の対象設備のうち、別表1「エネルギー有効利用製造設備等」、別表2「エネルギー有効利用付加設備等」及び別表3「電気・ガス需要平準化設備」（以下「エネルギー需給構造改革推進設備」という）の製造、施工に携わる事業者（メーカー等）の関係事業者団体（工業会等）が制度実施の主体となったエネルギー需給構造改革推進設備の仕様等の証明制度が発足されている。

なお、本制度に基づいて発行される証明書は、税務申告の際確定申告書等に添付して提出すれば、税務当局において参考に供されることになっているので、この点からも、ユーザーにとっては便利な制度であるといえる。

ただし、証明書の添付は、法令によって強制されるものではないので、証明書が添付されていないことを理由に不利な扱いを受けるものではない。

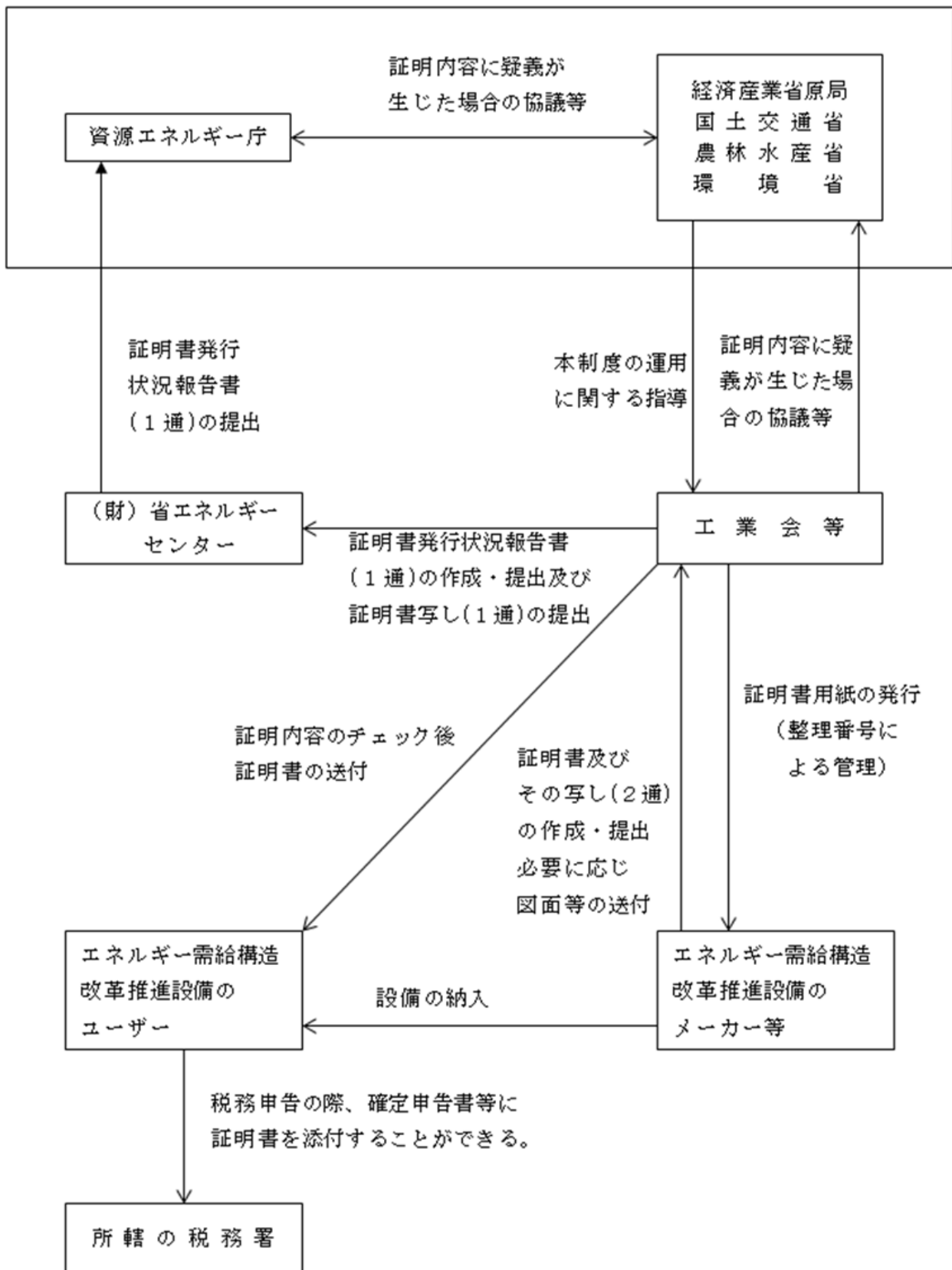
### (2) 証明の手順

工業会等は、メーカー等の求めに応じて、あらかじめ定めた様式によって作成した証明書用紙を発行する。

メーカー等は、ユーザーに対しエネルギー需給構造改革推進設備を納入した場合に、当該設備の仕様等を証明する「エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明書」を作成し（すなわち、証明者はメーカー等）、証明書およびその写し（2通）を工業会等に提出する。

工業会等は、メーカー等によるエネルギー需給構造改革推進設備に関する仕様等の証明内容を点検したうえで証明書をユーザーに送付する。

(3) 証明制度の仕組み



(4) 問い合わせ先

(財)省エネルギーセンター技術部 TEL 03-5543-3020

(3) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制証明書発行団体一覧

エネルギー有効利用製造設備等(4設備)

別表	項	号	設	備	名	細	目	工	業	会	等	の	名	称	〒	住	所	電	話	番	号																
1	1		旋	回	流	強	化	型	離	解	装	置	日	本	製	紙	連	合	会	104-8139	中	央	区	銀	座	3-9-11	紙	パ	ル	プ	会	館	6F	03-3248-4807			
1	2		高	性	能	脱	燐	炉	(社)	日	本	鉄	鋼	連	盟	103-0025	中	央	区	日	本	橋	茅	場	町	3-2-10	鉄	鋼	会	館		03-3669-4824					
1	3		高	性	能	機	械	組	立	設	備	(社)	日	本	ロ	ボ	ット	工	業	会	105-0011	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	3F	03-3434-2919		
1	4		コ	ン	バ	イ	ン	ド	サ	イ	ク	ル	発	電	用	ガ	ス	タ	ー	ピ	ン	100-8118	千	代	田	区	大	手	町	1-9-4	経	団	連	会	館	5F	03-3279-2186

エネルギー有効利用付加設備等(20設備)

別表	項	号	設	備	名	細	目	工	業	会	等	の	名	称	〒	住	所	電	話	番	号																							
2	1		省	エ	ネ	ル	ギ	ー	型	ク	ラ	ウン	制	御	ロ	ール	日	本	製	紙	連	合	会	104-8139	中	央	区	銀	座	3-9-11	紙	パ	ル	プ	会	館	6F	03-3248-4807						
2	2		鋼	片	板	幅	制	御	装	置	(社)	日	本	鉄	鋼	連	盟	103-0025	中	央	区	日	本	橋	茅	場	町	3-2-10	鉄	鋼	会	館		03-3669-4824										
2	3		高	効	率	型	電	動	熱	源	機	(財)	ヒ	ー	ト	ポ	ン	プ	蓄	熱	セ	ン	タ	ー	103-0014	中	央	区	日	本	橋	蛸	殻	町	1-28-5	蛸	殻	町	F	ビ	ル	6F	03-5643-2403	
2	4	1	高	効	率	工	業	炉	原	材	料	予	熱	式	(社)	日	本	工	業	炉	協	会	101-0032	千	代	田	区	岩	本	町	3-2-10	S	N	岩	本	町	ビ	ル	4F	03-3861-0561				
2	4	2	"	"	"	"	断	熱	強	化	型	(社)	日	本	工	業	炉	協	会	101-0032	千	代	田	区	岩	本	町	3-2-10	S	N	岩	本	町	ビ	ル	4F	03-3861-0561							
2	5		高	性	能	工	業	炉	廃	熱	回	収	式	燃	焼	装	置	(社)	日	本	工	業	炉	協	会	101-0032	千	代	田	区	岩	本	町	3-2-10	S	N	岩	本	町	ビ	ル	4F	03-3861-0561	
2	6		サ	ー	ボ	駆	動	式	プ	レ	ス	機	(社)	日	本	鍛	圧	機	械	工	業	会	105-0011	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	3F	03-3432-4579							
2	7	1	生	型	造	型	機	枠	付	生	型	造	型	機	日	本	鑄	造	機	械	工	業	会	105-0011	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	5F	03-3431-9770						
2	7	2	"	"	"	"	無	枠	生	型	造	型	機	日	本	鑄	造	機	械	工	業	会	105-0011	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	5F	03-3431-9770							
2	8		4	0	ボ	ルト	級	配	線	設	備	(社)	日	本	電	設	工	業	協	会	107-0051	港	区	元	赤	坂	1-7-8	東	京	電	業	会	館	4F	03-5413-2161									
												全	日	本	電	気	工	事	業	工	業	組	合	連	合	会	105-0014	港	区	芝	2-9-11	全	日	電	工	連	合	館	03-5232-5861					
2	9	1	高	効	率	複	合	工	作	機	械	高	効	率	複	合	加	工	機	(社)	日	本	工	作	機	械	工	業	会	105-0011	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	1F	03-3434 - 3961
2	9	2	"	"	"	"	高	効	率	複	合	研	削	盤	(社)	日	本	工	作	機	械	工	業	会	105-0011	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	1F	03-3434 - 3961					
2	10	1	高	断	熱	窓	設	備	高	断	熱	窓	装	置	(社)	日	本	サ	ッシ	協	会	105-0003	港	区	西	新	橋	1-1-21	日	本	酒	造	会	館	2F	03-3500-3446								
												板	硝	子	協	会	100-0005	千	代	田	区	丸	の	内	3-4-1	新	国	際	ビ	ル	2F		03-3212-8631											
												プ	ラ	ス	チ	ック	サ	ッシ	工	業	会	105-8429	港	区	西	新	橋	1 - 4 - 5	ト	ク	ヤ	マ	ビ	ル	シャ	ノン	内	03-3597-5133						
2	10	2	"	"	"	"	高	断	熱	窓	ガ	ラ	ス	板	硝	子	協	会	100-0005	千	代	田	区	丸	の	内	3-4-1	新	国	際	ビ	ル	2F		03-3212-8631									
2	11		熱	併	給	型	動	力	発	生	装	置	(社)	日	本	冷	凍	空	調	工	業	会	105-	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	201	03-3432-1671							

					0011	
2	12		エネルギー回生型ハイブリッド自動車	(社)日本自動車工業会	105-0012	港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 03-5405-6124
2	13	1	物流用蓄熱式保冷装置 車載保冷装置	(財)ヒートポンプ・蓄熱センター	103-0014	中央区日本橋蛸殻町 1-28-5 蛸殻町 F ビル6F 03-5643-2403
2	13	2	" 蓄熱式保冷剤凍結装置	(財)ヒートポンプ・蓄熱センター	103-0014	中央区日本橋蛸殻町 1-28-5 蛸殻町 F ビル6F 03-5643-2403
2	14		外部電源式車載空調装置	(財)省エネルギーセンター	104-0032	東京都中央区八丁堀 3-19-9 ジオ八丁堀 1F 03-5543-3013
2	15		外部電源式車載空調装置用給電設備	(財)省エネルギーセンター	104-0032	東京都中央区八丁堀 3-19-9 ジオ八丁堀 1F 03-5543-3013

電気・ガス需要平準化設備(1設備)

別表	項	号	設	備	名	細	目	工	業	会	等	の	名	称	〒	住	所	電	話	番	号											
3			ガス	冷	房	装	置	(社)	日	本	冷	凍	空	調	工	業	会	105-0011	港	区	芝	公	園	3-5-8	機	械	振	興	会	館	201	03-3432-1671

(4) (参考) 対象設備の告示

1. エネルギー需要構造改革設備

別表 エネルギー有効利用製造設備等 4 設備

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	旋回流強化型離解装置（旋回流によりパルプシート、古紙等をスラリー状に離解するもののうち、処理量一トン当たりの定格消費電力が五十キロワット以下のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の原料投入装置、補助離解装置、異物除去装置、異物脱水装置、異物圧縮装置、ポンプ、計装装置又は配管を含む。）
2	高性能脱磷炉（溶銑中の磷を除去するもので、溶銑 1 トン当たりの底吹きガス流量が毎分0.3立方メートル以上の攪拌装置を有するものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の地金除去装置又は自動調整装置を含む。）
3	高性能機械組立設備（部品又は製品のすべての組立工程を1の専用電子計算機（専ら設備の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づき行うもののうち、当該専用電子計算機、産業用ロボット（部品の面合せ、装入、圧入、ねじ締め、はんだ付け、切断、洗浄、検査若しくは移動又は部品への印刷若しくはグリス等の塗布の各作業のうちいずれか3以上の作業を行う機構、当該各作業のうちいずれか5以上の作業を他の装置と共同して行う機構及び位置繰返精度が0.05ミリメートル以下の機構を有するものに限る。）及び組立作業補助装置（産業用ロボットの作業に合わせて各作業の一部を行う機構を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）
4	コンバインドサイクル発電用ガスタービン（ガスタービンを駆動し発電を行うもの（ガスタービン駆動後の排ガスをボイラーに導いて、熱回収を行い、発生した蒸気を汽力発電に利用するものに限る。）で、当該ガスタービン、燃焼器及び空気圧縮機を同時に設置する場合のこれらのものであって、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第3号に規定する卸電気事業又は卸供給事業（同項第11号に規定する供給を行う事業（同項第2号に規定する一般電気事業者が実施する入札に応じて落札した供給条件により当該供給を行う事業を除く。）をいう。）の用に供するもののうち、対象となるコンバインドサイクル発電設備の熱効率（高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。）が50パーセント以上のものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の起動・停止装置、潤滑油装置、吸排気装置、蒸気噴射装置、制御装置、燃料供給装置又は配管を含む。）

別表2 エネルギー有効利用付加設備等（20設備）

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	<p>省エネルギー型クラウン制御ロール（抄紙工程における紙の表面を加圧平滑化するロールで、当該ロールのクラウン補正を個別の加圧シューごとに自動的に調整する機構を有するものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の油圧発生装置、油圧用油供給タンク、油温度用調整器、オイルフィルター又は配管を含む。）</p>
2	<p>鋼片板幅制御装置（連続鋳造装置で製造された鋼片の幅方向に圧力をかけて所定の板幅にするもののうち、圧下装置(220ミリメートル以上圧下できるものに限る。）、鋼片送り装置及び専用の自動調整装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）</p>
3	<p>高効率型電動熱源機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機で、出口標準温度（熱源機の出口温度が冷熱7度又は温熱45度をいう。）の状態において、冷却能力又は加熱能力が100キロワット以上（給湯設備と同時に設置するものについては、加熱能力が14キロワット以上。）であるもののうち消費エネルギーに対する生産エネルギーの割合が6.0以上（水冷式のチリングユニットにあっては5.0以上とし、空冷式のものにあっては4.0以上とする。）であるものに限るものとし、これと同時に設置する専用の冷却塔、冷温水槽、蓄熱槽、制御装置、ポンプ又は配管を含む。）</p>
4	<p>高効率工業炉（炉内温度が500度以上の工業炉のうち、次の各号の 1 に該当するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃焼廃熱により原材料の予熱を行うための予熱帯が炉の加熱帯と一体となっているもので、炉本体の排ガス排出口における排ガス温度と炉内温度の温度差が熱交換することにより360度以上となるもの</li> <li>二 新たに炉床から建設するもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の80パーセント以上の部分が断熱物質（かさ比重の加重平均値が0.65以下のものに限る。）によって構成されているもの</li> </ul>
5	<p>高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置（燃焼装置から発生する燃焼排ガスの70パーセント以上を回収し、蓄熱式熱交換装置により燃焼空気を有するもので、これと同時に設置する専用の送風機、排風機、制御装置又は配管を含む。）</p>
6	<p>サーボ駆動式プレス機（サーボモーターと直結する駆動軸又は油圧ポンプによりラムを駆動させて金属材の成形加工を行うもののうち、ラムの制動時のエネルギーの回生を行う機構並びにあらかじめストローク長さ及びストローク数を設定する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の安全装置又は自動供給装置又は自動供給装置を含む。）</p>

7	<p>生型造型機（次の各号の1に該当するものに限る。）</p> <p>一 枠付生型造型機（生砂を用いて枠付の鋳型を造型するもので、生砂の投入量を自動的に調整する機構及び離型剤を枠内で塗布する機構を有するもの並びに大口径シリンダの内部に小口径シリンダを内蔵した油圧シリンダを同時に設置する場合のこれらのものに限る。）</p> <p>二 無枠生型造型機（生砂を用いて枠のない鋳型を造型するもので、生砂の投入量を自動的に調整する機構及び離型剤を枠内で塗布する機構を有するものに限る。）</p>
8	<p>400ボルト級配線設備（六千六百ボルト以下の公称電圧で電気の供給を受け、400ボルト及び230ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための電気設備のうち、定格電圧が230ボルト以上の電線（電線管類及び電線支持物を含む。）、断路器、漏電遮断器、ヒューズ、変圧器、計器、計器用変成器、盤類及び配線器具を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用のリアクトル（定格電圧が230ボルト以上のものに限る。）、コンデンサー、避雷器、遮断器（漏電遮断器を除く。）、負荷開閉器、高圧カットアウト又は保護継電器を含む。）</p>
9	<p>高効率複合工作機械（次の各号の1に該当するものに限る。）</p> <p>一 高効率複合加工機（被加工材を回転させて加工を行う機構及び被加工材を固定させて加工を行う機構を有するもので、高効率モーターにより主軸を駆動させるもの並びにインバーター方式による油圧制御装置、電気制御による駆動装置又は熱変位補正制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）</p> <p>二 高効率複合研削盤（外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削のうちいずれか2以上の研削を行う機構を有するもので、高効率モーターにより主軸を駆動させるもの及びインバーター方式による油圧制御装置、電気制御による駆動装置又は熱変位補正制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）</p>
10	<p>高断熱窓設備（次の各号の1に該当するものに限る。）</p> <p>一 高断熱窓装置（建物の開口部に設置される断熱窓装置（日本工業規格A4706に規定する断熱性等級がH-3以上（北海道に設置されるものにあつては、H-4以上）のものに限る。）を建物の窓面積の90パーセント以上の部分に同時に設置する場合の当該窓装置に限る。）</p> <p>二 高断熱窓ガラス（建物の開口部に設置される複層ガラス又は真空ガラス（日本工業規格R3209に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が、0.31以上（北海道に設置されるものにあつては、0.43以上）であるもの又は0.25以上であつて日本工業規格R3209に掲げる計算式に基づいて算出される日射熱除去率が0.35以上であるもの（北海道に設置されるものを除く。）に限る。）を既存建物の窓ガラス面積の90パーセント以上の部分に同時に設置する場合の当該窓ガラスに限る。）</p>

11	<p>熱併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式、ダブル酸素センサー付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結するヒートポンプ方式熱源装置、発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー若しくは廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）</p>
12	<p>エネルギー回生型ハイブリッド自動車（原動機として内燃機関及び電動機又は油圧モーターを搭載した検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいい、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、専ら人の運用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）のうち、制御時のエネルギーの回生を行う機構を有するものに限る。）</p>
13	<p>物流用蓄熱式保冷装置（次の各号に該当するものに限る。）</p> <p>一 車載保冷装置（貨物自動車（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二1の項又は4の項に掲げる貨物の運送の用に供する普通自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車に該当するものをいう。次項において同じ。）に搭載するもので、保冷剤を蓄える機構及び当該保冷剤と荷室内の空気との熱交換を行う機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用のポンプ及び配管を含む。）</p> <p>二 蓄熱式保冷剤凍結装置（ヒートポンプ方式熱源装置（冷媒と保冷剤との熱交換を行うことにより保冷剤を凍結する機構を有するものに限る。）及び供給・回収装置（車載保冷装置に保冷剤を供給し、車載保冷装置から保冷剤を回収する機構を有する</p>
14	<p>外部電源式車載空調装置（貨物自動車に設置される空調装置のうち、外部から供給された電気を用いて貨物自動車の運転室の空調を行うものに限るものとし、これと同時に設置する専用のケーブル及び配線を含む。）</p>

15	<p>外部電源式車載空調装置用給電設備（ＩＣカード利用装置（ＩＣカードに記録されている利用者情報と当該ＩＣカード利用装置内に蓄積されている利用者情報との照合及び認証、その供給装置への認証情報の送信並びに利用者情報、利用者の利用時間及び使用電力量の蓄積を行うものに限る。）及び供給装置（当該ＩＣカード利用装置から送信された認証情報に基づき、専ら前項に掲げる外部電源式車載空調装置に電気を供給するための装置に限る。）から構成されるもので、利用時間及び使用電力量の計量を行う機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の通信装置及び配線を含む。）</p>
----	--

別表 3 電気・ガス需要平準化設備（1設備）

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	<p>ガス冷房装置（ガスを熱源として臭化リチウム液その他の吸収液を当該冷房装置の循環過程において二回以上再生するもので、当該吸収液の再生工程若しくは凝縮工程における廃熱により燃焼用空気若しくは当該吸収液の予熱若しくは温水の製造を行う機構を有するもの又は使用される冷水若しくは温水の流量若しくは温度の変動に対応して当該吸収液の流量を自動的に調整する機構及び冷水の流量若しくは温度の変動に対応して冷媒の流量を自動的に調整する機構を有し、かつ、定格冷房能力を定格ガス消費熱量で除して算出した値（高位発熱量で算出したものに限る。）が一・一以上のもののうち、一のガス冷房装置の冷凍能力が三十四キロワット以上のもの（これと同時に設置する専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ又は配管を含む。）に限る。）</p>

．エネルギー供給構造改革設備

別表 4 新エネルギー利用設備等（15設備）

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	<p>太陽熱利用集蓄熱装置（集熱面積が75平方メートル以上の太陽集熱器及び熱媒を循環させる機構を有するもののうち、当該太陽集熱器、蓄熱槽、補助熱源装置、専用の自動調整装置及び配管並びにポンプ又は送風機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の温水加熱吸収式若しくはランキンサイクルエンジン駆動式冷凍機又は冷却機を含む。）</p>

- 2 未利用エネルギー利用設備（未利用エネルギーを利用するために設置するもののうち、第1号から第3号までの1に該当するもの及び第4号又は第5号に該当するものに限る。）
- 一 河川又は海水を熱源とするもののうち、当該河川水又は海水の採水設備（取水口設備、放水口設備及び取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び熱源からヒートポンプまでの間の配管を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置若しくは自動調整装置を含む。）
  - 二 中水（生活排水等の処理水又は雨水を循環させることにより、飲料水以外の生活用水として利用されるものをいう。）又は下水を熱源とするもののうち、当該中水又は下水の採水装置（取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び熱源からヒートポンプまでの間の配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、計量装置、貯水槽若しくは自動調整槽を含む。
  - 三 地下水を熱源とするもののうち、当該地下水の採水装置（取水井、還水井及び取水ポンプに限る。）及び熱源からヒートポンプまでの間の配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、計量装置、貯水槽若しくは自動調整装置を含む。
  - 四 前各号に掲げる設備により製造された熱媒体を供給・回収するための導管（これと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、供給制御装置若しくは計量装置を含む。）
  - 五 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とするもののうち、当該雪又は氷の貯蔵設備及び配管を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の搬送ポンプ、送風機、熱交換器又は自動調整装置を含む。）

バイオマス利用装置（次の各号の1に該当するものに限る。）

- 一 紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー（紙又はパルプに製造工程において生じた産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。）を燃焼させることにより蒸気を発生させるボイラー（ストーカ式燃焼装置を除く。）で、定格蒸気発生量が毎時1トン以上のもののうち、排ガスを利用して燃焼用空気を200度以上に加熱する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の前処理装置、熱交換器、送風機、搬送装置、灰処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含む。）
- 二 リグニン燃焼ボイラー（濃縮されたパルプ廃液に含まれるリグニンを燃焼させることにより蒸解薬液を回収するとともに蒸気を発生させるもの（蒸気温度が500度以上で、かつ、蒸気圧力が9,806キロパスカル以上のものに限る。）のうち、ボイラーの排ガス排出口における排ガスの温度が130度以下で、かつ、ボイラー効率が70パーセント以上のもの及び専用の自動調整装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の溶融タンク、送風機、ポンプ又は配管を含む。）
- 三 木質バイオマス発電装置（木質の廃棄物を熱分解して取り出した可燃性ガスを燃料として発電を行うもので、ガス化炉、ガス精製装置、ガスエンジン又はガスタービン及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の破碎機、乾燥機、選別機、固形機、原料供給装置、搬送装置、ガス貯蔵装置、ばい煙処理装置、熱回収ボイラー、熱交換器、自動調整装置、系統連系用保護装置、送風機、ポンプ又は配管を含む。）
- 四 木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第二百八号）第一条第一号に規定するバイオマス（次号及び第七号において同じ。）のうち木質のものを燃料として発電及び木材の乾燥を行うもので、ボイラー、蒸気タービン、発電機及び木材乾燥機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃料供給装置、熱交換器、ばい煙処理装置、冷却塔、自動調整装置、系統連系用保護装置、送風機、ポンプ又は配管を含む。）
- 五 木質バイオマス利用加温装置（バイオマスのうち木質のものを原材料とするチップ又は固形燃料を燃焼させることにより温水又は温風を発生させるもののうち、燃料の供給量を自動的に調整する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の燃料貯蔵設備、燃料搬送装置、自動調整装置、灰処理装置、排ガス処理装置、送風機、ポンプ又は配管を含む。）
- 六 バイオマス利用メタンガス製造装置（廃棄物を発酵させることにより発生させた混合ガスからメタンガスを精製する装置のうち、前処理装置及び残さ濃縮装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料供給装置、ポンプ又は配管を含む。）

	七 バイオマスエタノール製造設備（バイオマスを原材料としてアルコール濃度九十九・五パーセント以上のエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の粉碎機、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、熱交換器、冷却装置、ボイラー、廃水処理装置、貯蔵装置、ポンプ又は配管を含む。）
4	風力発電装置（風力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもので、ロータ及び発電機を同時に設置する場合これらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）
5	太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に交換するもので、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）

別表5 その他の石油代替エネルギー利用設備等（15設備）

番号	機 械 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産
1	<p>地方ガス天然ガス化設備（次の各号の1に該当するものに限る。）</p> <p>一 天然ガス出荷導管（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第4条第1項に規定する供給区域（同法第8条第1項の規定による変更があったときは、当該変更後の供給区域。）内のガスメーターの取付数が130万個未満である同法第2条第2項に規定する一般ガス事業者（以下この項において「地方ガス事業者」という。）に対して天然ガスを供給するために敷設するガス導管（既設の当該ガス導管に代えて敷設するものを除く。）で、既設のガス導管に設置する分岐管から天然ガスの送出に係る計量器（当該計量器が地方ガス事業者との境界点に設置されない場合には、当該境界点に設置する遮断装置とする。）までの間のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の計量器、整圧器、遮断装置又は放散塔を含む。）</p> <p>二 天然ガス受入導管（地方ガス事業者がその事業の用に供する天然ガスを受け入れるために敷設するガス導管（既設の当該ガス導管に代えて敷設するものを除く。）で、前号に掲げる天然ガス出荷導管との境界点から地方ガス事業者の既設のガス導管と接続するための分岐管又は地方ガス事業者のガス製造所に設置する管理用メーターまでの間を連結するためのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の整圧器、熱量調整装置、遮断装置、管理用メーター又は放散塔を含む。）</p> <p>三 液化天然ガス貯蔵装置（地方ガス事業者の事業の用に供する液化天然ガス貯槽、気化器及び熱量調整装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の窒素ガス発生装置、窒素ガ</p>

	<p>ス貯槽、ガス圧縮機（液化天然ガス貯槽内で気化したガス（以下「ボイル・オフ・ガス」という。）を圧縮するためのものに限る。））、ポンプ又は配管（液化天然ガス貯槽から気化器までの間のものに限る。）を含む。）</p> <p>四 熱量変更設備（地方ガス事業者が現に供給するガスを天然ガスに変更するために変更対象地区において必要となる熱量変更用のガス導管、遮断弁、整圧器及びサテライト設備（液化天然ガス貯槽、気化器、熱量調整装置及びシャーシに限るものとし、これらと同時に設置する専用の加圧蒸発器、ボイル・オフ・ガス加温器、ミキシングタンク、付臭装置又は配管を含む。）に限る。）</p>
2	<p>多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置（ガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者の事業の用に供する液化天然ガス貯槽（その内容積が6万立方メートル以上のもので、トップフィールドノズル及びボトムフィールドノズル又はミキシングノズルを内蔵したのものに限る。））、気化器及び熱量調整装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の窒素ガス発生装置、窒素ガス貯槽、ガス圧縮機（ボイル・オフ・ガスを圧縮するためのものに限る。））、ポンプ又は配管（液化天然ガス貯槽から気化器までの間のものに限る。）を含む。）</p>
3	<p>天然ガス利用設備（次の各号の1に該当するものに限る。）</p> <p>一 天然ガス利用工業炉（天然ガスを燃料とする工業炉で燃焼能力が232キロワット以上のもの及び当該工業炉において発生する燃焼廃熱により当該工業炉の燃焼用空気を予熱するための熱交換機を同時に設置する場合のこれらのもの又は当該工業炉において発生する燃焼廃熱により原材料を予熱するための予熱帯が炉の加熱帯と一体となっているものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃焼制御装置、安全装置、計測装置、送風機又はポンプを含む。）</p> <p>二 天然ガス利用ボイラー（天然ガスを燃料とするボイラーでその定格蒸気発生量が毎時2トン以上のもの及び当該ボイラーにおいて発生する燃焼廃熱により当該ボイラーの燃焼用空気又は当該ボイラーに供給される水を予熱するための熱交換機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃焼制御装置、安全装置、計測装置、送風機又はポンプを含む。）</p>
4	<p>天然ガスフォークリフト（天然ガスを原動機の燃料として用いるフォークリフトに限る。）</p>
5	<p>廃棄物熱利用設備（廃棄物を燃焼させることにより発生する温水又は蒸気を熱源とするもののうち、当該温水又は蒸気の採熱用熱交換器及び熱源からヒートポンプ、吸収式冷凍機又は熱交換器までの間の配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する熱媒体を供給・回収するための導管（これと同時に設置する専用の搬送ポンプ、供給制御装置又は計量装置を含む。））、管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、計量装置、貯水槽、蒸気アキュムレータ、還水槽若しくは自動調整装置を含む。）</p>

6	<p>天然ガス自動車（天然ガスのみを原動機の燃料として用いる検査済自動車（道路運送車両法第六十条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第二条第二項に規定する自動車をいう。8の項及び10の項において同じ。）に限る。）</p>
7	<p>天然ガス自動車用燃料供給設備（専ら前項に掲げる天然ガス自動車に天然ガスを供給するもののうち、天然ガス圧縮機、ディスペンサー及びサクシヨンスナッパーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、液化天然ガス受入装置、貯槽、液化天然ガス払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発天然ガス処理装置、熱量調整装置、障壁、万代塀、キャノピー又は配管を含む。）</p>
8	<p>燃燃料電池自動車（原動機として燃料電池（水素と酸素との化学反応により直接電気を発生させるものに限る。）又は当該燃料電池及び蓄電装置（制動時のエネルギーの回生を行うことにより生じる電気又は当該燃料電池から生じる電気のみを蓄えるものに限る。）によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車のうち、半導体インバーター式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限る。）</p>
9	<p>燃料電池自動車用燃料供給設備（専ら前項に掲げる燃料電池自動車に水素を供給するもののうち、水素ガス圧縮機又は液体水素払出装置とディスペンサーとを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、散水装置、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理装置、水素発生装置、水素精製装置、水素放散処理装置、不活性ガス装置、障壁、防火壁、万代塀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）</p>
10	<p>電気自動車（原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車のうち、半導体インバーター式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限る。）</p>
11	<p>燃料電池設備（石油代替燃料から改質された水素又は一酸化炭素と酸素との化学反応により直接電気を発生させるもので、スタック及びその容器を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の燃料貯蔵設備、改質装置、加圧装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、熱交換器、水処理装置、ポンプ又は配管を含む。）</p>

別表 エネルギー合理化設備

番号	減 価 償 却 資 産
1	<p>高断熱窓設備（次の各号の一に該当するものに限る。）</p> <p>一 高断熱窓装置（建物の開口部に設置される断熱窓装置のうち、日本工業規格A四七〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が<math>0.287</math>以上であるものに限る。）</p> <p>二 高断熱窓ガラス（建物の開口部に設置される複層ガラス又は熱線反射ガラスで、日本工業規格R三二〇九、R三一〇七若しくはA一四二〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が<math>0.20</math>以上であるもの（当該熱貫流抵抗が<math>0.29</math>未満であるものにあつては日本工業規格R三二〇九若しくはR三一〇六に掲げる計算式に基づいて算出される日射熱取得率が<math>0.65</math>以下であるものに限る。）に限る。）</p>
2	<p>高効率空気調和設備（次の各号の一に該当するものに限る。）</p> <p>一 吸収式冷温水機（空気調和用の冷温水を供給するもので、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において二回以上再生するもの（当該吸収液の再生工程において、排熱により当該吸収液の予熱又は温水の製造を行う機構を有するものを含む。）のうち、日本工業規格B八六二二に掲げる計算式に基づいて算出される定格冷凍能力を定格加熱源消費熱量及び定格消費電力の和で除して算出した数値（次号において「定格消費熱電効率」という。）が<math>1.1</math>以上であるものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ（熱源装置又は蓄熱槽と空気調和機との間の冷水又は温水を搬送するためのもののうち、ポンプ効率が五十五パーセント以上のものに限る。以下第八号までにおいて同じ。）又は専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）</p> <p>二 吸収式冷凍機（空気調和用の冷水を供給するもので、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において二回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率が<math>1.2</math>以上であるものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）</p> <p>三 空冷式ヒートポンプチリングユニット（空気調和用の冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値が<math>3.0</math>以上であるものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体</p>

搬送用ポンプ又は専用の蓄熱槽、制御装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）

四 水冷式ヒートポンプチリングユニット（空気調和用の冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して算出した数値が三・三以上であるものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の冷却塔、蓄熱槽、制御装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）

五 蓄熱式空気調和装置（空気調和用の冷温水を供給するもので、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を用いるもののうち、定格日量冷却効率（定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。第十号において同じ。）又は定格日量加熱効率（定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。第十号において同じ。）のいずれかが二・二以上であるものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の冷却塔、制御装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）

六 ボイラー（空気調和用の温水又は蒸気を供給するもので、ボイラーにおいて発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は当該ボイラーに供給される水を余熱するための熱交換を行う機構を有し、かつ、当該ボイラーの温水温度又は蒸気圧力の変動に対応して燃焼用空気と燃料との流量比率を自動的に調整する機構を有するものうち、ボイラー効率が八十六パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）

七 真空間接加熱式温水器（空気調和用の温水器で、減圧した容器内の熱媒液を蒸発させ、その蒸気により水の加熱を行うもののうち、ボイラー効率が八十一パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）

八 熱電併給型動力発生装置（空気調和用の温水又は蒸気を供給するもので、エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この表において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この表において同じ。）及びこれらに直結するヒートポンプ方式熱源装置、発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもの

のうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が六十パーセント以上であるものに限るものとし、これらと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）

九 冷凍機組込型空気調和機（冷凍機を組み込んだ空気調和機で、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもののうち、一の室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・一以上であるものに限る。）につき二以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）

十 氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機（冷凍機を組み込んだ空気調和機で、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）につき二以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）及び氷蓄熱槽を同時に設置する場合のこれらのもの（定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率のいずれかが三・〇以上であるものに限る。）に限る。）

十一 ガスエンジン式ヒートポンプ空気調和機（室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの（室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格ガス消費量を電力に換算した数値及び定格消費電力の和で除して算出した数値の平均値が一・一以上であるものに限る。）で、その一の室外機につき二以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）

十二 エアハンドリングユニット（送風機、冷却コイル、加熱コイル、加湿器及びエアフィルターで構成される空気調和機で、熱源から搬送される冷水、温水又は蒸気を使用し、空気の冷却、除湿、加熱、加湿及び除じんを行うもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。）

十三 全熱交換器組込型空気調和機（排気の顕熱及び潜熱により給気との熱交換を行う空気調和機で、全熱交換効率が六十パーセント以上の全熱交換器を組み込んだものに限る。）

十四 ファンコイルユニット（送風機、熱交換器及びフィルターから構成されるもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。）

3 高効率機械換気設備（次の各号の一に該当するものに限る。）

一 全熱交換・換気ユニット（換気のために取り入れる外気と排気との間で全熱交換を行うもののうち、全熱交換効率が六十パーセント以上のものに限る。）

二 送風機（ファン効率が四十五パーセント以上のもので、換気のために用いるものに限る。）

4	<p>照明設備（次の各号の一に該当するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 高周波点灯専用形蛍光ランプ（高周波方式の蛍光ランプのうち、ランプ効率が一ワット当たり七十ルーメン以上であるものに限るものとし、これと同時に設置する専用の安定器を含む。）</li> <li>二 発光ダイオード照明装置（発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、ランプ効率が一ワット当たり二十ルーメン以上であるものに限るものとし、これと同時に設置する専用の直流電源装置を含む。）</li> </ul>
5	<p>効率給湯設備（次の各号の一に該当するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ヒートポンプ式給湯器（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯器のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値が三・五以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ（給湯用の温水を建物内において循環させるためのもののうち、ポンプ効率が五十五パーセント以上のものに限る。以下この表において同じ。）又は専用の蓄熱槽、制御装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）</li> <li>二 潜熱回収型給湯器（排気中の潜熱を回収して再加熱するための機構を有する給湯器のうち、定格加熱能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して算出した数値が〇・九二以上であるものに限る。）</li> <li>三 ボイラー（給湯用の温水又は蒸気を供給するもので、ボイラーにおいて発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は当該ボイラーに供給される水を余熱するための熱交換を行う機構を有し、かつ、当該ボイラーの温水温度又は蒸気圧力の変動に対応して燃焼用空気と燃料との流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、ボイラー効率が八十六パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）</li> <li>四 真空間接加熱式温水器（給湯用の温水器で、減圧した容器内の熱媒液を蒸発させ、その蒸気により水の加熱を行うもののうち、ボイラー効率が八十六パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）</li> <li>五 熱電併給型動力発生装置（給湯用の温水又は蒸気を供給するもので、エンジン又はタービン及びこれらに直結するヒートポンプ方式熱源装置、発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもので、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が六十パーセント以上であるものに限るものとし、これらと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱</li> </ul>

	槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ（熱媒体搬送用ポンプを除く。）若しくは配管を含む。）
6	交流変周波数制御方式エレベーター（電動機をインバーター方式により制御する機構を有するものに限る。）

別表 エネルギー使用制御設備

番号	減 価 償 却 資 産
1	測定装置（建築物の室内又は室外に設置される温度、湿度、照度、一酸化炭素濃度及び二酸化炭素濃度並びに建築物における空気調和設備、照明設備その他の建築設備（以下この表において「空気調和設備等」という。）の稼働状況及びエネルギーの使用量を測定する機構並びに当該測定した値（以下この表において「測定値」という。）を中継装置に送信する機構を有するものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
2	中継装置（測定値並びに空気調和設備等の運転及び管理に関する情報を電子計算機に伝送する機構並びに空気調和設備等の動作を制御するための制御指令信号（以下この表において「制御指令信号」という。）をアクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター又は電子計算機に伝送する機構を有するものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）
3	アクチュエーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき、バルブ及びダンパーの開度を調整する機構を有するものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
4	可変風量制御装置（空気調和設備の吹出し口に設置するものであって、中継装置から伝送された制御指令信号に基づき風量を調節する機構を有するものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
5	インバーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき交流電動機の出力軸の回転数を変化させることにより電力負荷を調整する機能を有するもので、半導体スイッチング素子を用いたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）

6

電子計算機（中継装置から伝送された測定値並びに空気調和設備等の運転及び管理に関する情報に基づく空気調和設備等の統合的な管理及び建築物全体の消費エネルギーを最小にするための演算を行う専用の電子計算機（物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものに限るものとし、当該電子計算機の制御指令信号及び中継装置から伝送された測定値に基づく空気調和設備等の部分的な管理及び建築物の一部の消費エネルギーを最小とするための演算を行う専用の電子計算機を含む。）に限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、音声入力装置、表示装置、プリンターに限る。）、補助記憶装置、伝送用装置若しくは電源装置又は専用の盤類及び配線を含む。）

#### 4. 2 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の軽減措置

( ) 根拠法令

地方税法附則 第15条第24項

地方税法施行令附則 第11条第33項

地方税法施行規則附則 第6条第58項、59項、60項、61項

( ) 対象設備

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備で取得価格が2,000万円以上の次に掲げるものとする。

電気充電設備

天然ガス充填設備

水素充填設備

( ) スキーム

対象設備について新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2 / 3に軽減する。

( ) 適用期間

平成19年4月1日～平成21年3月31日

( ) 問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課

または

設備を設置した市町村の固定資産税課

問 合 わ せ 先	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号
北海道経済産業局環境資源部工 エネルギー対策課	060 -0808	札幌市北区北8条西2-1-1	011(709)1753 (直)
東北経済産業局環境資源部工 エネルギー対策課	980 -8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022(261)3012 (直)
関東経済産業局資源エネルギー 部エネルギー対策課	330 -9715	さいたま市中央区新都心1番地 1	048(601)1200 (代)
中部経済産業局資源エネルギー 部エネルギー対策課	460 -8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052(951)2775 (直)
近畿経済産業局資源エネルギー 部エネルギー対策課	540 -8535	大阪府中央区大手前1-5-4 4	06(6966)6043 (直)
中国経済産業局環境資源部工 エネルギー対策課	730 -8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082(224)5741 (直)
四国経済産業局環境資源部工 エネルギー対策課	760 -8521	高松市番町1-10-6	087(834)3954 (直)
九州経済産業局環境資源部工 エネルギー対策課	812 -0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092(482)5474 (直)
沖縄総合事務局経済産業部環境 資源課	900 -0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098(866)1757 (直)
経済産業省資源エネルギー庁省 エネルギー・新エネルギー部省 エネルギー対策課	100 -8931	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03(3501)9726 (直)
経済産業省資源エネルギー庁省 エネルギー・新エネルギー部新 エネルギー対策課	100 -8931	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03(3501)4031 (直)